

（ 令 3 . 1 1 . 1 9
総 6 — 1 ）

説 明 資 料

〔経済社会の構造変化等について〕

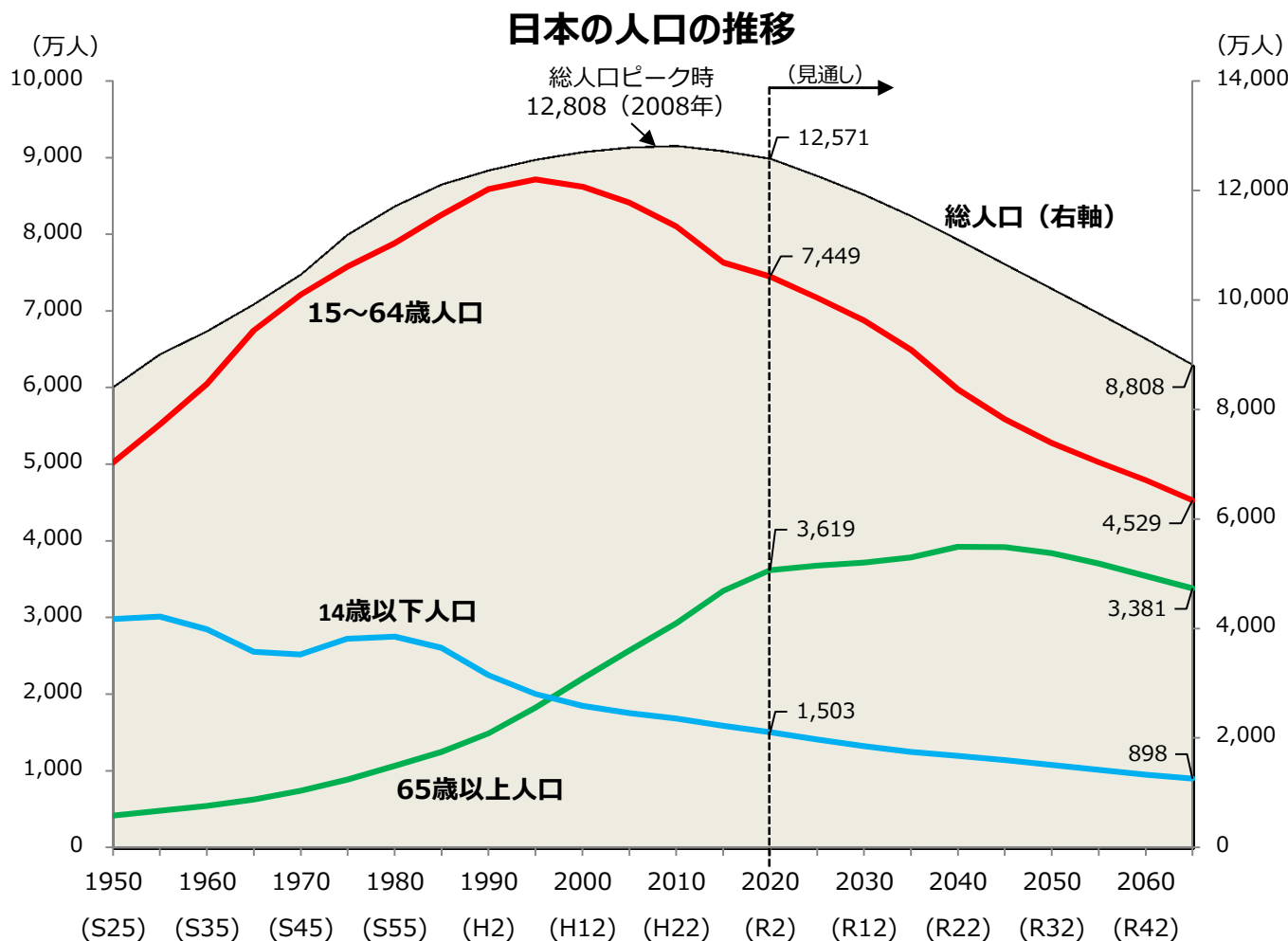
令和 3 年11月19日（金）

財 務 省

人口減少・少子高齢化

人口減少と少子高齢化

- 生産年齢人口（15-64歳）は2065年に約4,500万人となる見通し（2020年と比べ約3,000万人の減少）。
- 2065年には、老年人口（65歳以上）の割合が約4割に高まる一方、生産年齢人口の割合は約5割に低下する見通し。



生産年齢人口（15-64歳） (万人)

	人数	2020年との差
2020年	7,449	—
2030年	6,875	▲574
2040年	5,978	▲1,472
2050年	5,276	▲2,174
2060年	4,793	▲2,656
2065年	4,529	▲2,920

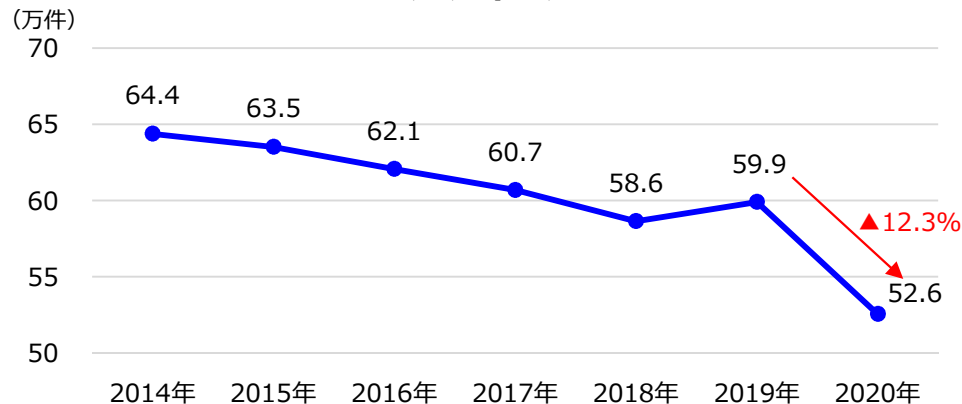
年齢区分別人口数の割合 (%)

	14歳以下	15-64歳	65歳以上
2020年	12.0	59.3	28.8
2030年	11.1	57.7	31.2
2040年	10.8	53.9	35.3
2050年	10.6	51.8	37.7
2060年	10.2	51.6	38.1
2065年	10.2	51.4	38.4

婚姻件数・妊娠届出数・出生数の動向

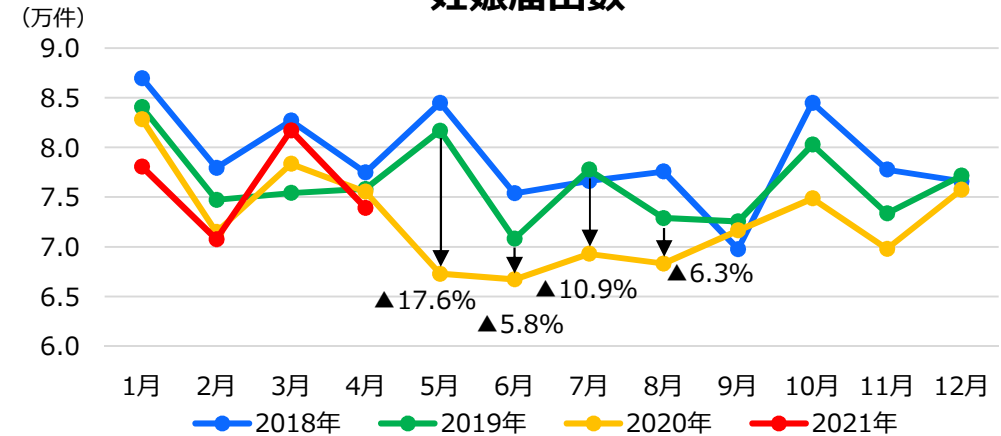
- 新型コロナウイルス感染症が流行する中で、婚姻件数及び妊娠届出数に減少傾向が見られる。
- 出生数は、国立社会保障・人口問題研究所の2017年推計の中位推計を下回る水準で推移。

婚姻件数



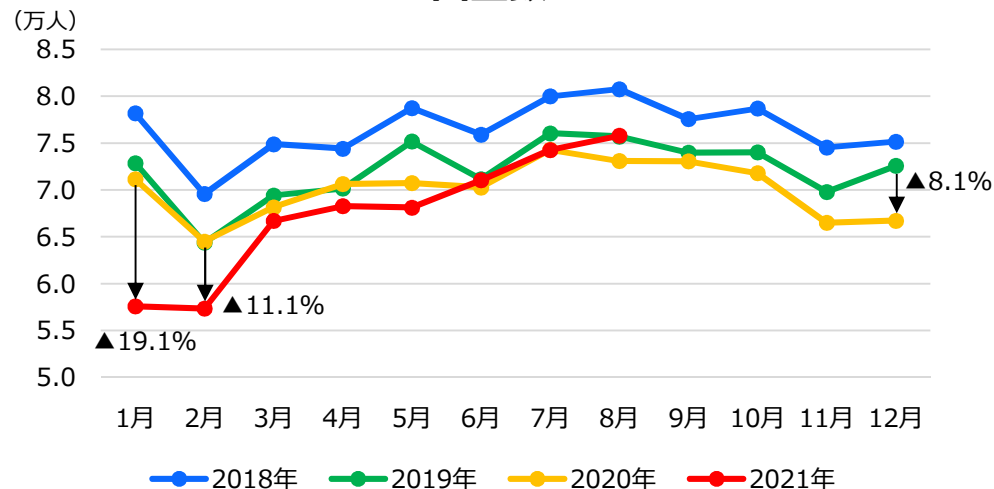
(出所) 厚生労働省「人口動態調査」

妊娠届出数



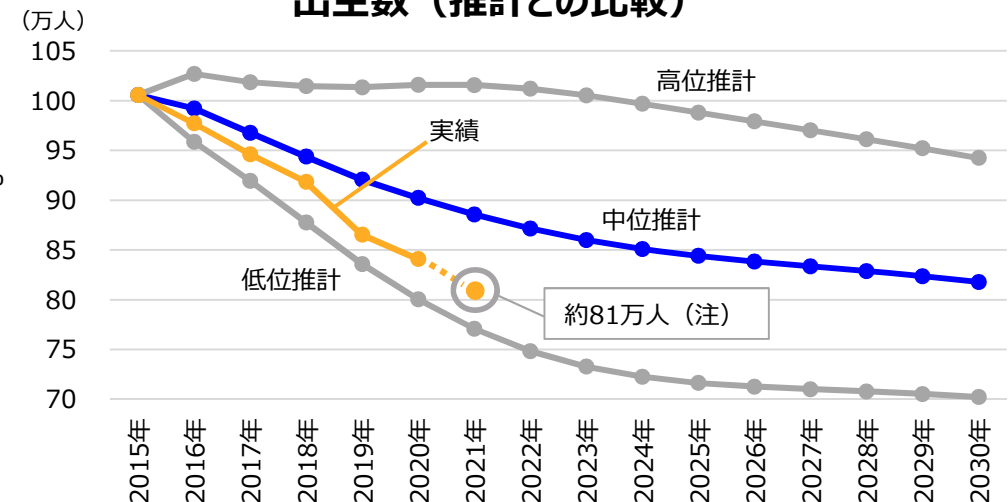
(出所) 厚生労働省「妊娠届出数の状況について」

出生数



(出所) 厚生労働省「人口動態調査」

出生数（推計との比較）



(注) 2021年の値は、日本総研による推計。

(出所) 厚生労働省「人口動態調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」

第二 令和時代の税制のあり方

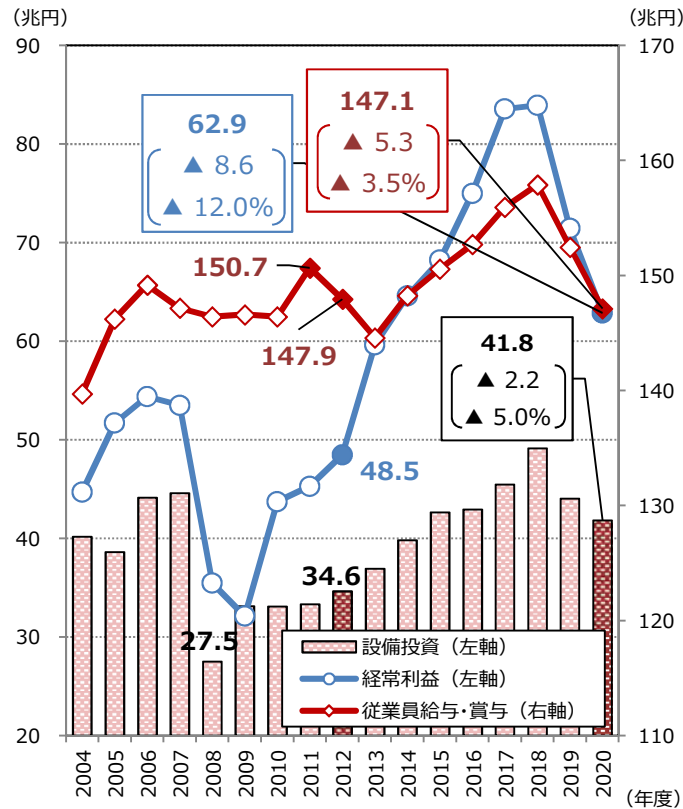
1. 人口減少・少子高齢化への対応

消費税は、世代や就労の状況にかかわらず、消費の水準に応じて、国民が幅広く負担を分かち合う。所得に対して逆進的であるとの指摘がある一方、投資や生産、勤労意欲に対する影響や景気による税収の変動が相対的に小さい。国境税調整の仕組みの存在により、内外の税率差による国際競争力への影響を遮断できる。こうした点を踏まえ、平成元年度に創設された消費税は、社会保障の充実・安定化と財政健全化の同時達成を目指す社会保障・税一体改革の中で、社会保障目的税化され、本年10月には全世代型社会保障の構築に向けて税率が10%（国・地方）に引き上げられる。人口減少・少子高齢化と経済のグローバル化が進む中、消費税の役割が一層重要になっている。

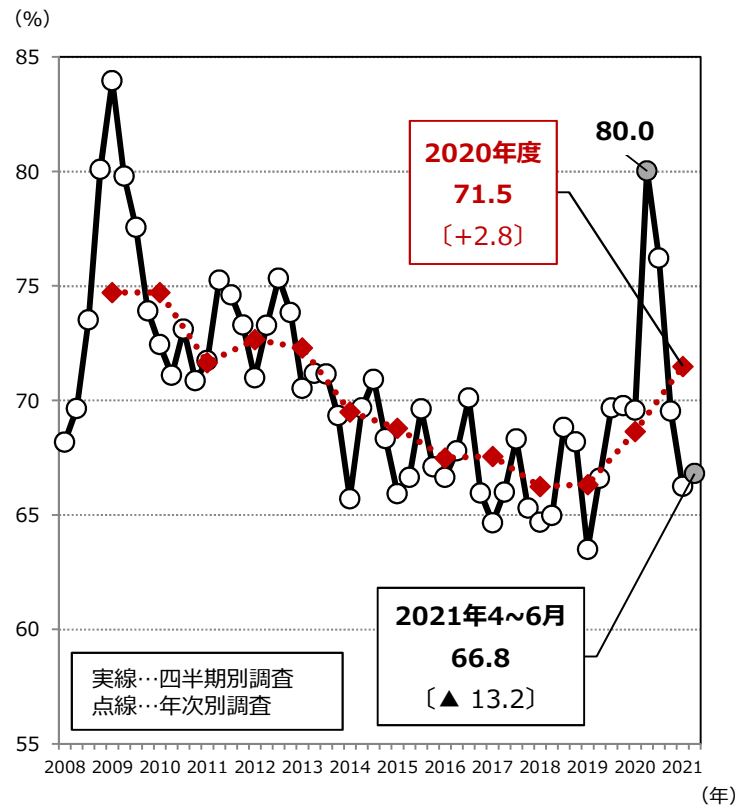
経済のグローバル化・デジタル化等

企業収益の動向について

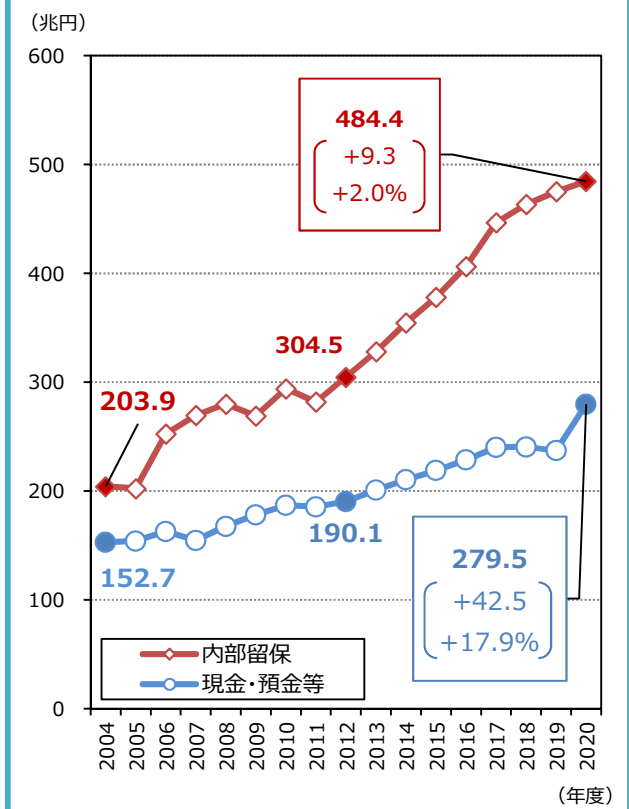
経常利益、従業員給与・賞与、設備投資



労働分配率



現金・預金等、内部留保



	フロー (兆円)		
(年度)	経常利益	従業員給与・賞与	設備投資
2012	48.5	147.9	34.6
2019	+14.4 71.4	▲0.8 152.5	+7.2 44.0
2020	▲8.6 62.9	▲5.3 147.1	▲2.2 41.8

	ストック (兆円)	
	内部留保	現金・預金等
	304.5	190.1
	+179.9 475.0	+89.5 237.1
	+9.3 484.4	+42.5 279.5

(注1) 現金・預金等は、現金・預金と有価証券（流動資産）の和。

(注2) 設備投資はソフトウェアを含む。

(注3) 労働分配率の年度別・四半期別の計数は、サンプル数の相違等の要因で接合しない。

(出所) 財務省「法人企業統計調査」

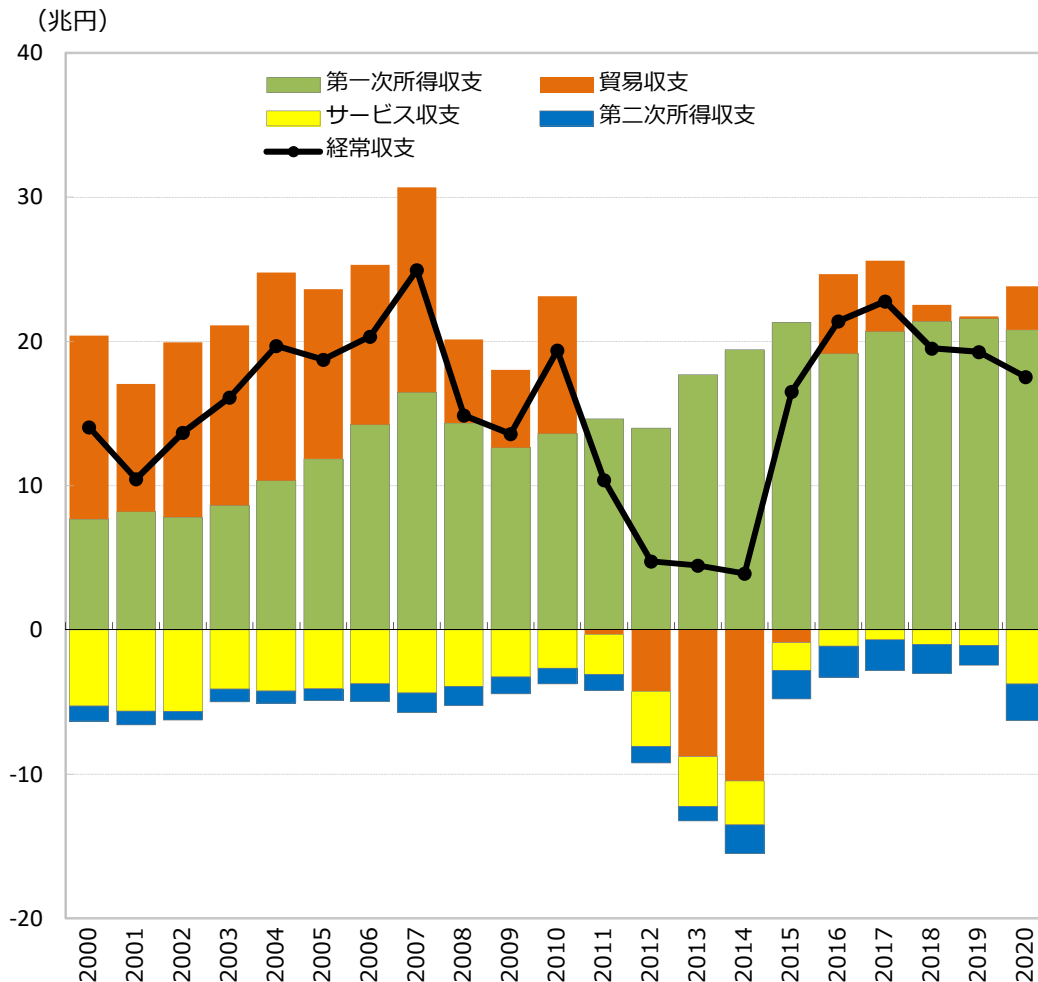
(注4) 四捨五入の関係上、各年度と差額の数値が一致しないことがある。

(注5) グラフ中括弧内の数値は、前年度（四半期別調査の場合は前年同期）との差、及び増減率。

グローバル化の進展

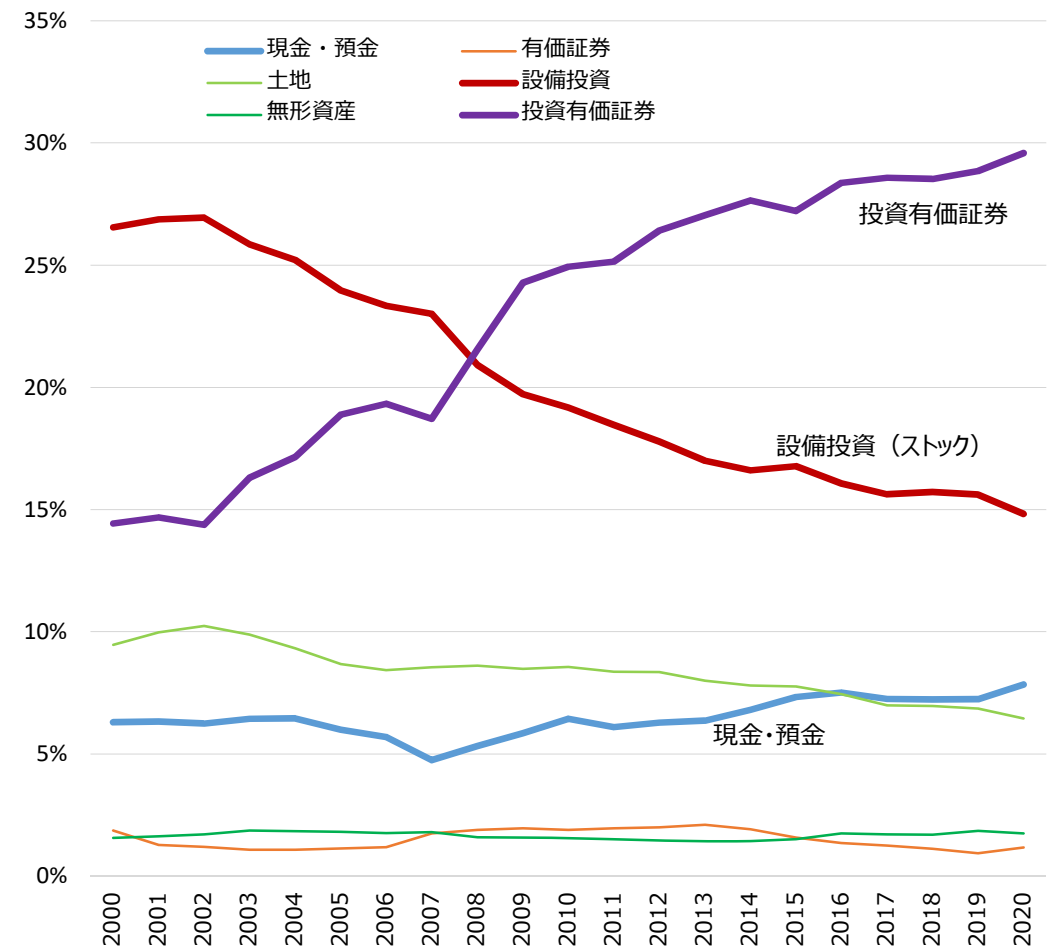
○ 近年、製造業の生産拠点の海外移転もあり貿易黒字が減少した一方、対外投資の蓄積により所得収支の黒字が拡大。日本経済は貿易立国から投資立国へと構造を転換。

日本の経常収支



(出所) 財務省「国際収支統計」

総資産に対する各資産項目の割合（大企業）

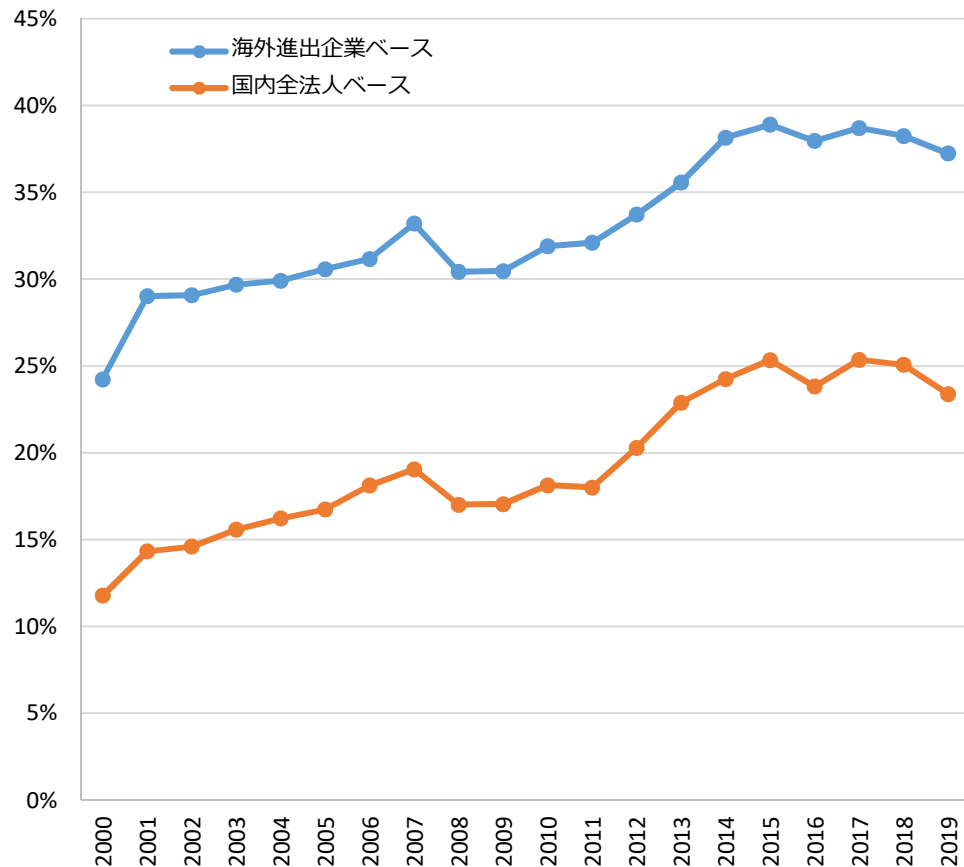


(出所) 財務省「法人企業統計調査」

製造業の稼ぎ方の変化

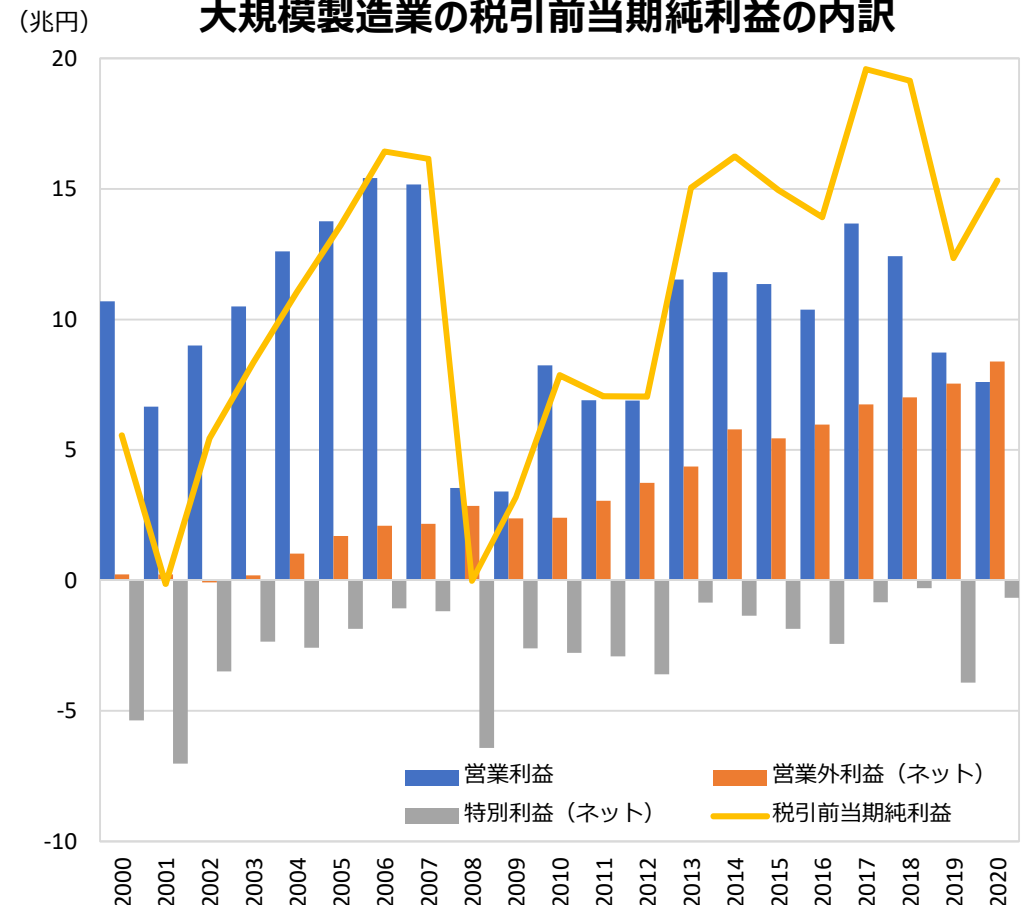
- 製造業の稼ぎ方は、海外現地法人が稼ぎ、その配当を受け取るとともに、特許等の知的財産の対価ともいえるロイヤリティ収入を得る形に変化。
- こうした流れや海外生産の進展を反映し、製造業は、営業外利益を伸長。他方で、営業利益はリーマンショック前の水準に戻っていない。

製造業の海外生産比率



(注) 国内全法人ベースの海外生産比率
 $\text{現地法人（製造業）売上高} / (\text{現地法人（製造業）売上高} + \text{国内法人（製造業）売上高})$
 海外進出企業ベースの海外生産比率
 $\text{現地法人（製造業）売上高} / (\text{現地法人（製造業）売上高} + \text{本社企業（製造業）売上高})$
 (出所) 経済産業省「海外事業活動基本調査」、財務省「法人企業統計調査」

大規模製造業の税引前当期純利益の内訳



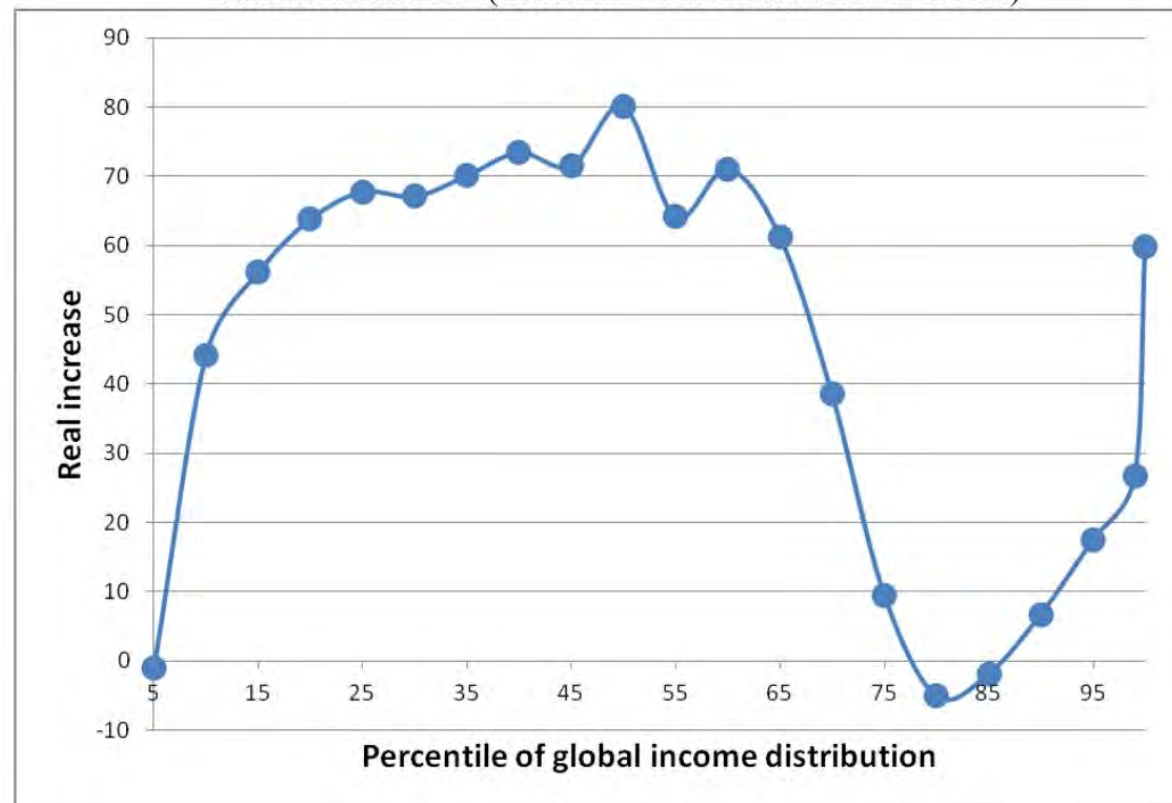
(出所) 財務省「法人企業統計調査」

グローバル化の中での所得階層別の所得変化

- 1988年から2008年までの間における世界の所得階層別の所得の変化を見ると、上位1%及び新興国の中間層では所得が大幅に増加した一方、上位10%から25%の層は増加していないことが指摘されている。この層には、先進国の所得が伸びていない層が含まれる。

世界の所得階層別の所得変化率（1988-2008）

Figure 4. Change in real income between 1988 and 2008 at various percentiles of global income distribution (calculated in 2005 international dollars)



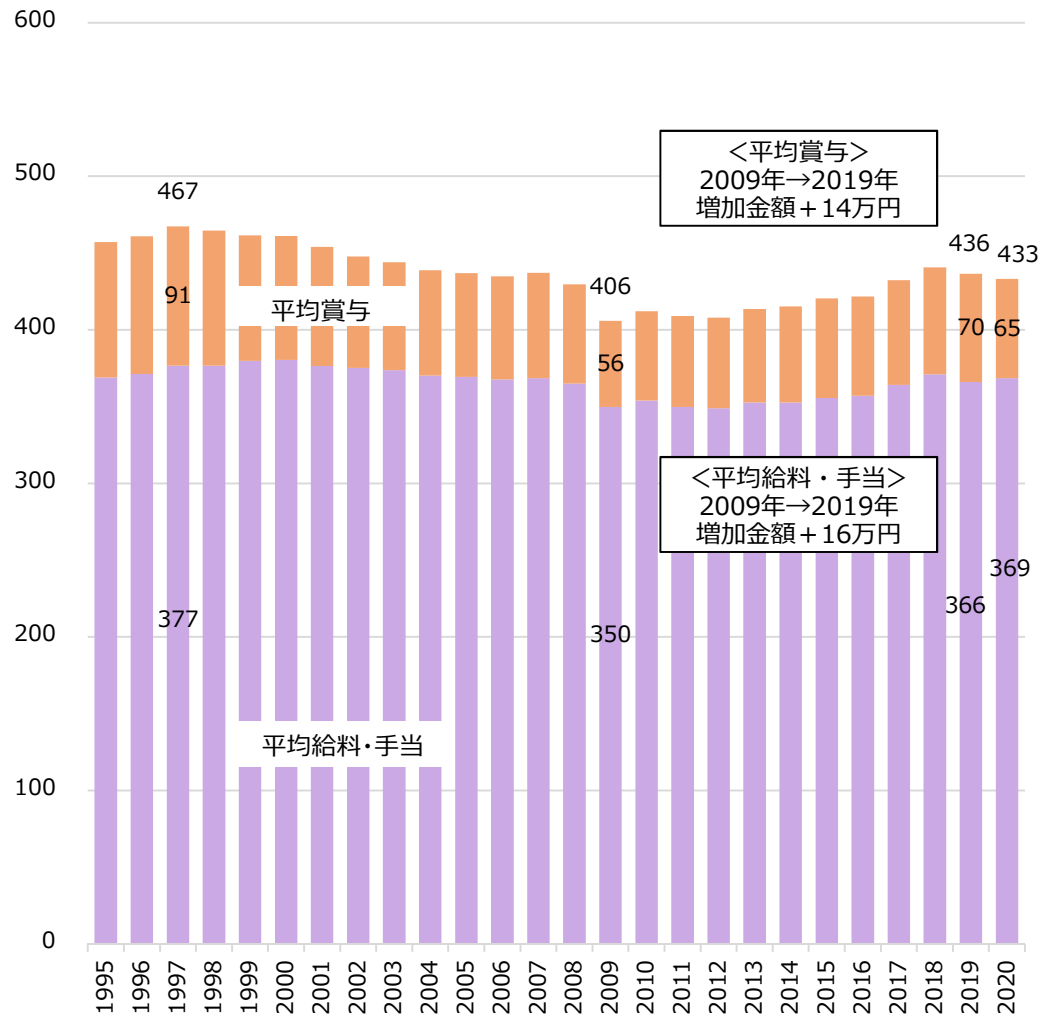
Note: The vertical axis shows the percentage change in real income, measured in constant international dollars. The horizontal axis shows the percentile position in the global income distribution. The percentile positions run from 5 to 95, in increments of five, while the top 5% are divided into two groups: the top 1%, and those between 95th and 99th percentiles.

平均給与等の推移

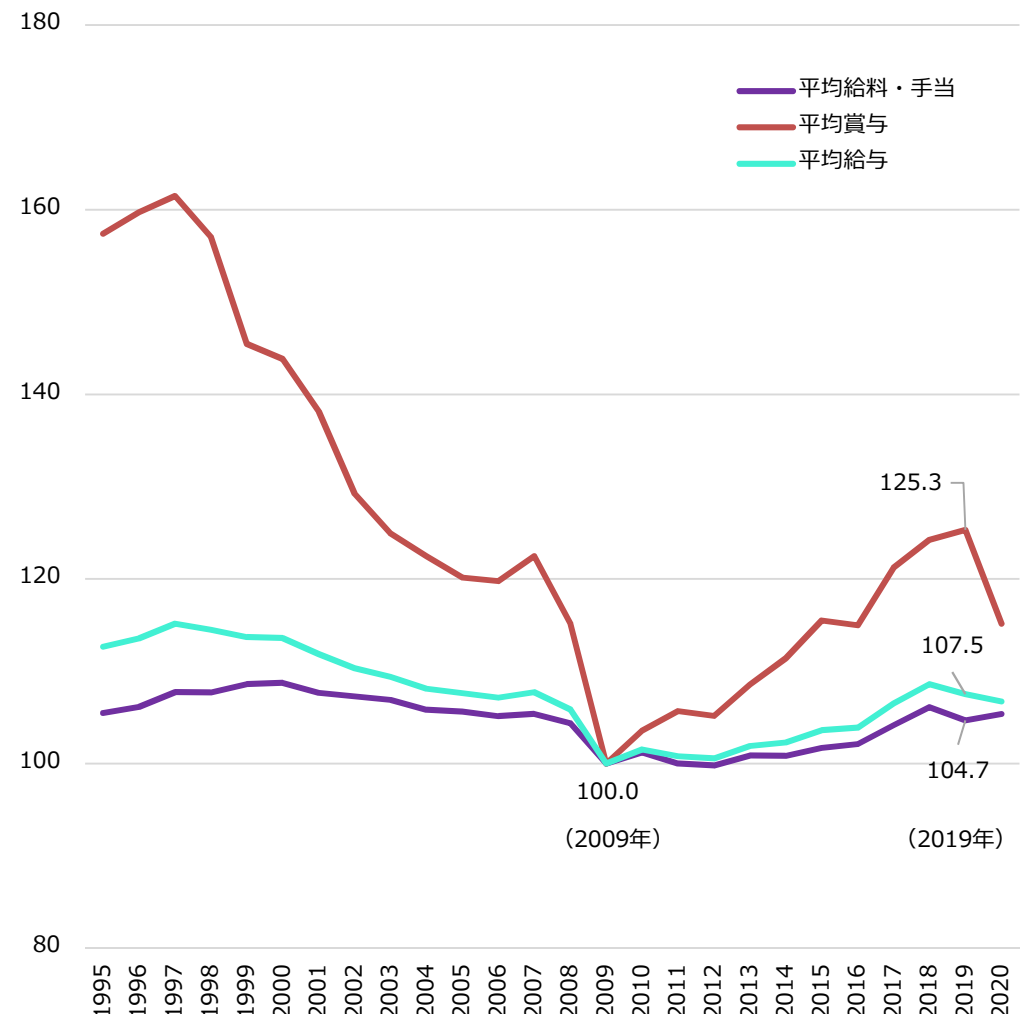
- リーマンショック以降、給料・手当及び賞与（一時金）ともに増加してきた。
- 2009年からの増加額でみると、給料・手当と賞与（一時金）で概ね半々であるが、伸び率でみると賞与（一時金）が給料・手当を上回っている状況。

(万円)

平均給与の推移



2009年 = 100とした場合の各数値の推移



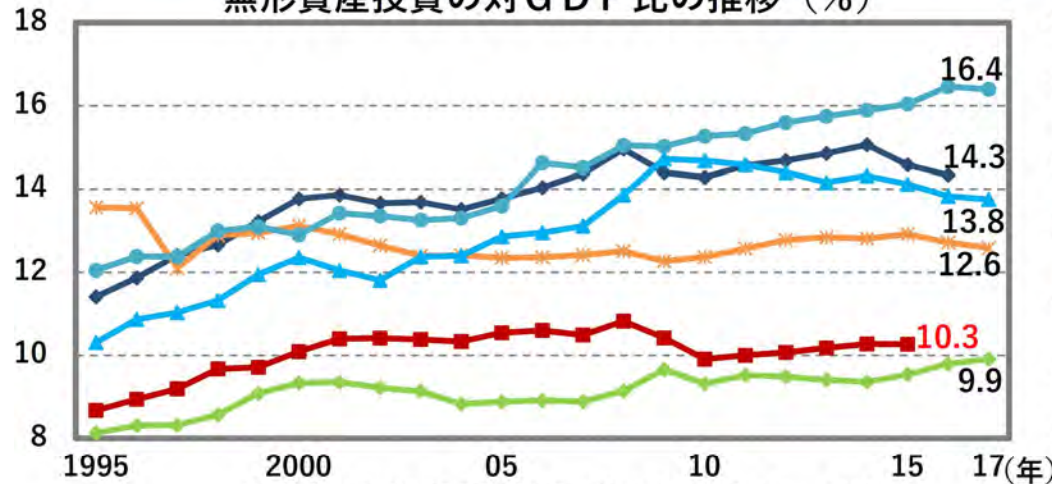
(注) 平均給与は、平均給料・手当と平均賞与の合計。1年を通じて勤務した給与所得者が対象。
(出所) 国税庁「民間給与実態統計調査」

無形資産投資の推移

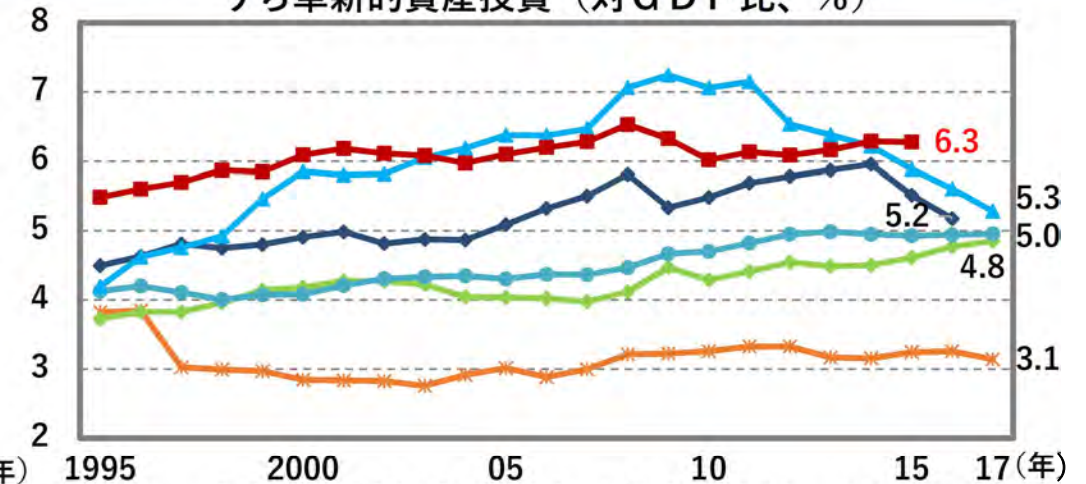
○ 我が国の無形資産投資は伸び悩んでおり、特に経済的競争力投資は低水準で推移。

無形資産投資とは、知識・技術や人的資本などの「見えない資産」への投資。革新的資産投資（研究開発投資等）、情報化資産投資（ソフトウェア投資等）、経済的競争力投資（人材投資、経営組織改革投資等）に大別される。

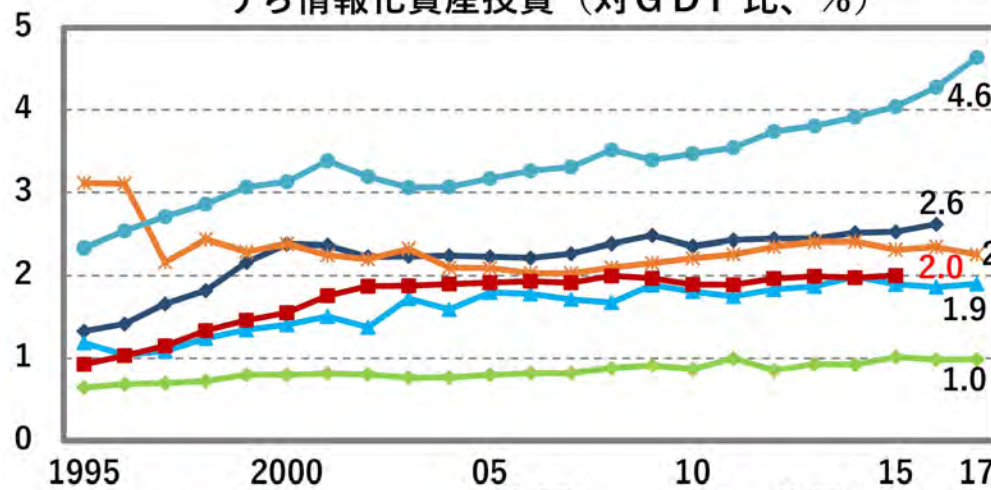
無形資産投資の対GDP比の推移（%）



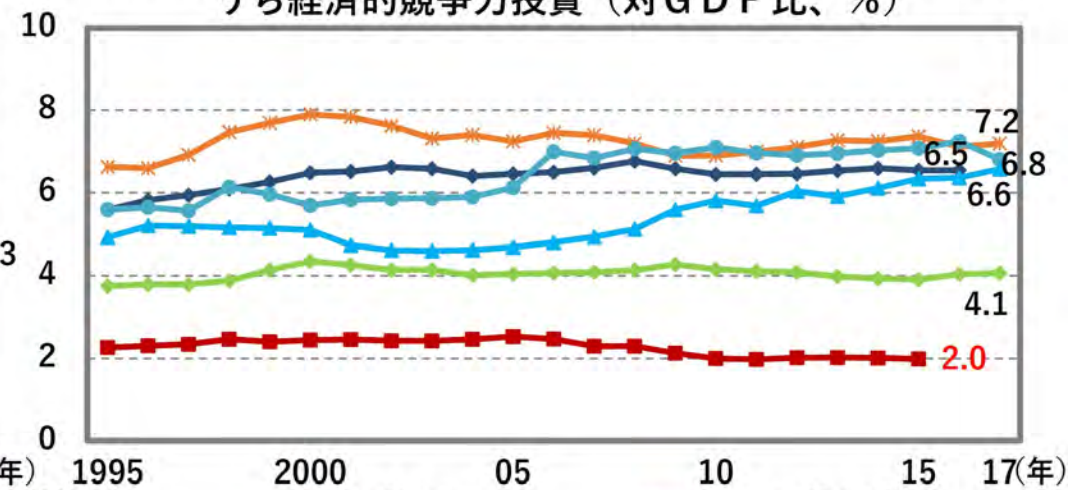
うち革新的資産投資（対GDP比、%）



うち情報化資産投資（対GDP比、%）



うち経済的競争力投資（対GDP比、%）



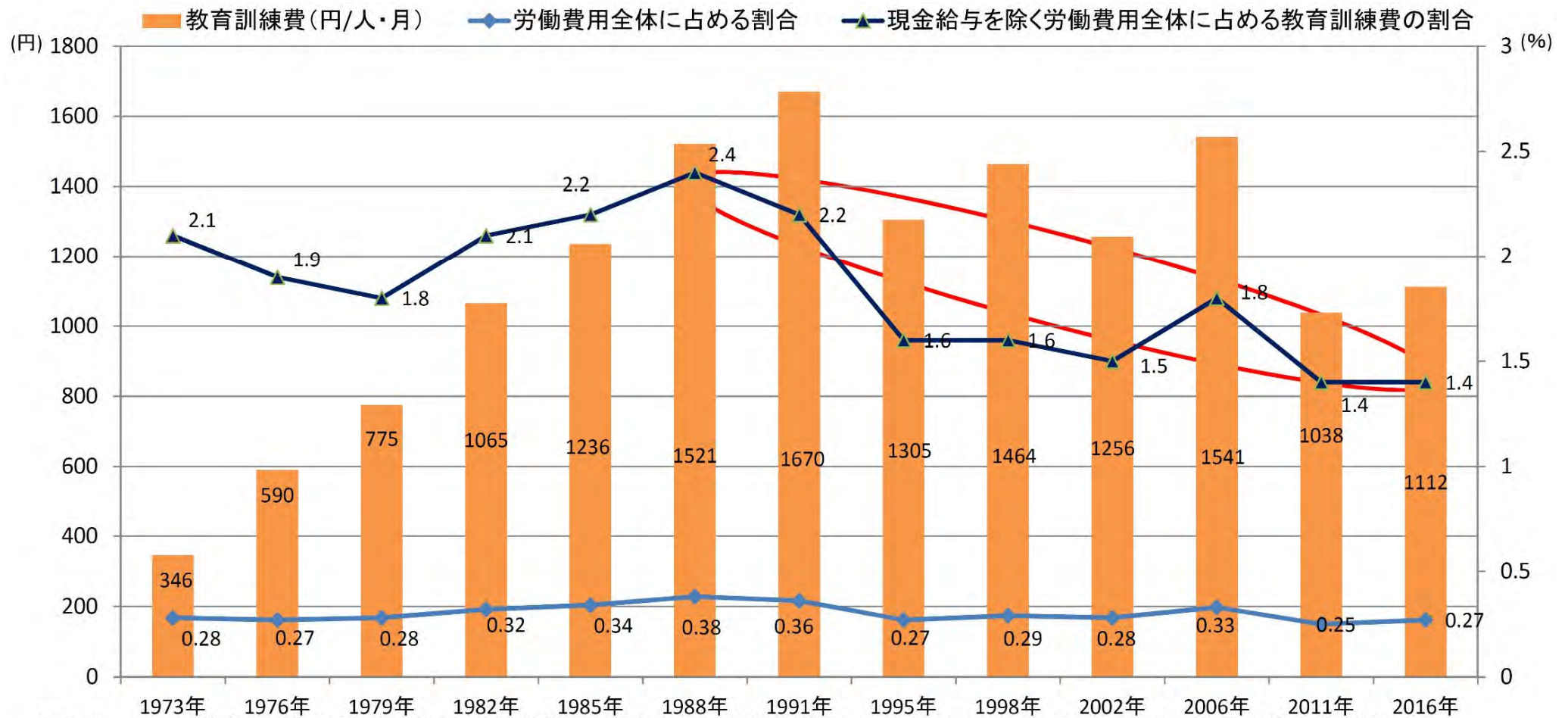
（注）日本のデータはJIP2018プロジェクトの一環として宮川教授・外木准教授・滝澤教授で作成。日本以外のデータはINTAN-Investにより作成。日本以外のデータは不動産・公務・教育・医療・家内工業を除いた数値。
国民経済計算における民間企業設備投資では、上記の無形資産のうち、研究開発、コンピューターソフトウェア、鉱物探査・評価、娯楽作品原本が対象。

（出所）内閣府「選択する未来2.0 参考資料」（2021年6月4日）

企業の支出する教育訓練費の推移

○ 民間企業における現金給与を除く労働費用に占める教育訓練費の推移を見ると、1980年代においては一貫して上昇していたが、1990年代以降低下・横ばい傾向にある。

企業の支出する教育訓練費の推移



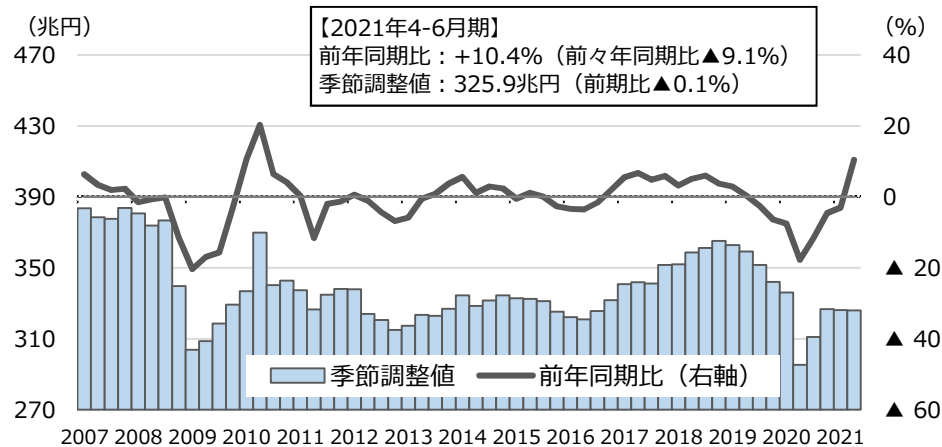
(注) 1) ここでいう教育訓練費とは、労働者の教育訓練施設に関する費用、訓練指導員に対する手当や謝金、委託訓練に要する費用等の合計額をいう。
 2) 現金給与以外の労働費用には、退職金等の費用、現物給与の費用、法定福利費、法定外福利費、募集費、教育訓練費、その他の労働費用が含まれる。

(出所) 厚生労働省「労働者福祉施設制度等調査報告」、「賃金労働時間制度等総合調査報告」、「就労条件総合調査報告」(抽出調査)、「労働政策審議会人材開発分科会 参考資料」(2021年1月25日)

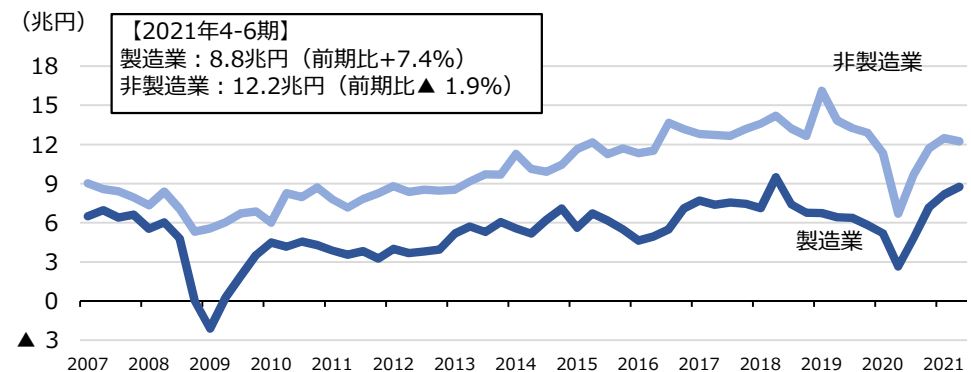
企業収益（令和3年4－6月期）

- **令和3年4-6月期の経常利益は、感染症の影響により、非製造業の一部に弱さが残るものの、持ち直している。**
⇒ 前年同期比：+93.9%（2期連続の増益）、季調済前期比：+1.8%（4期連続の増益）、対前々年度比：+3.6%
- 業種別でみると、**製造業では、世界経済の持ち直しが進んでいること等により、新型コロナ拡大前の水準まで回復している。**一方、**非製造業では、宿泊・飲食サービス業等を中心に弱さがみられるなど、業種ごとにばらつきがみられる。**

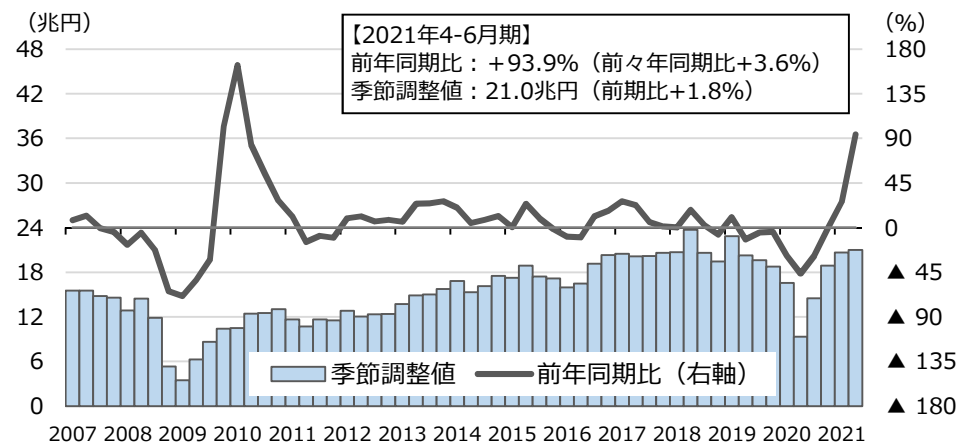
売上高



経常利益（季節調整値）

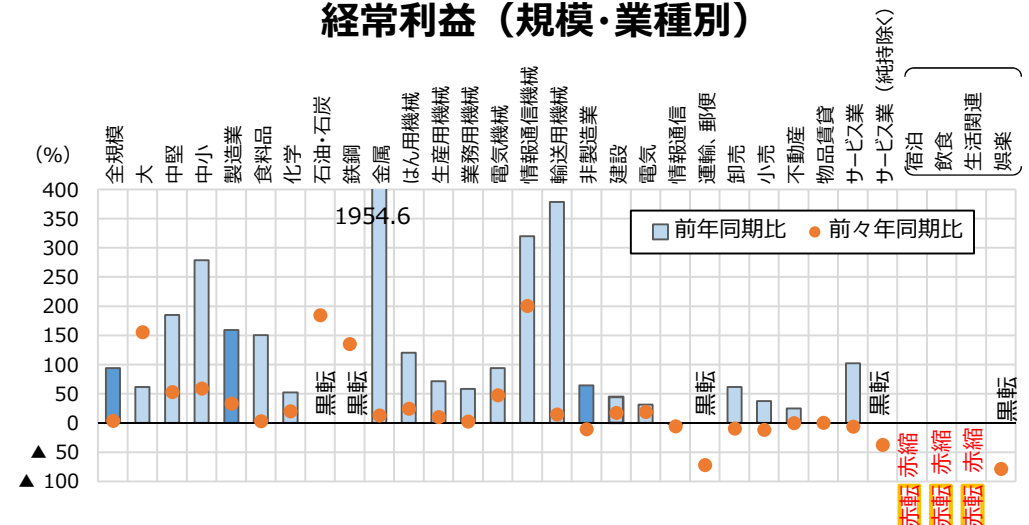


経常利益



（注）金融業、保険業を除く。
（出所）財務省「法人企業統計調査」

経常利益（規模・業種別）

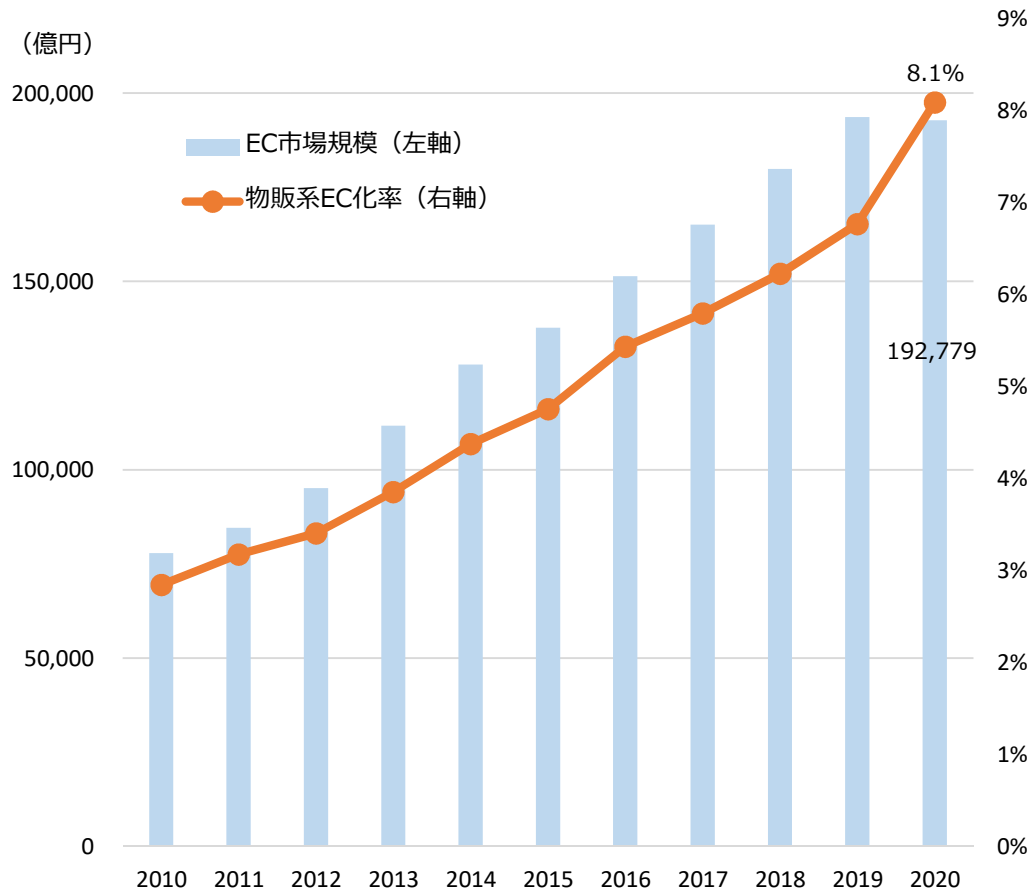


前年同期比	全産業	製造業	非製造業
経常利益	+93.9%	+159.4%	+64.2%
（純粋持株会社を除く経常利益）	(+114.5%)	(+159.4%)	(+85.9%)

経済のデジタル化

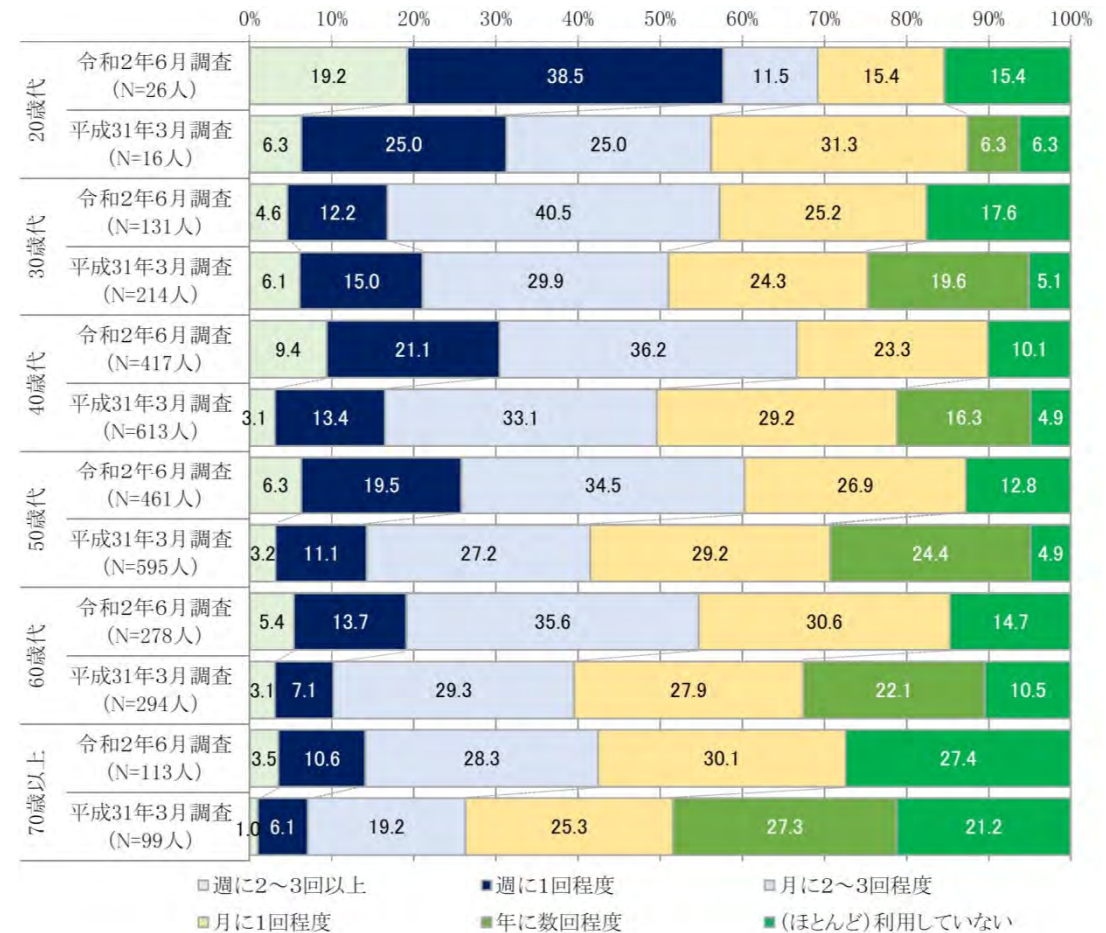
- 経済や社会のあらゆる場面でICTの活用が進展。商品の購入等様々な取引をオンラインで行うことが日常化。
- インターネット取引は、コロナ禍において、全ての世代の消費者に浸透。月2～3回以上ネットショッピングを利用したという消費者の割合は、2020年6月調査時点において、全ての年代で前年調査時より増加。

日本のBtoC-EC（消費者向け電子商取引）市場規模の推移



（注）「EC化率」は全ての商取引金額（商取引市場規模）に対する電子商取引市場規模の割合。
「EC化率」の算出対象は、以上のBtoC-ECでは物販系分野。
（出所）経済産業省「令和2年度 電子商取引に関する市場調査」

直近2か月のネットショッピング利用頻度



（出所）消費者庁「令和2年6月物価モニター調査結果」

第二 令和時代の税制のあり方

3. 経済のグローバル化やデジタル化等への対応

(1) グローバル化に対応した法人課税のあり方

経済のグローバル化の進展に伴い、企業が生産、雇用、販売、マーケティング等を最適な国・地域に展開するようになってきたことを踏まえて、我が国の国際競争力の維持向上及び持続的な経済成長の維持促進に資するよう、租税条約や国内税制の見直しが行われてきた。

租税条約は、課税関係の安定化や二重課税の除去等を通じて、健全な投資・経済交流の促進に資するものであり、情報交換協定等を含めた租税条約ネットワークは現在132か国・地域に拡大し、我が国の対外直接投資残高の約99%をカバーするに至っている。

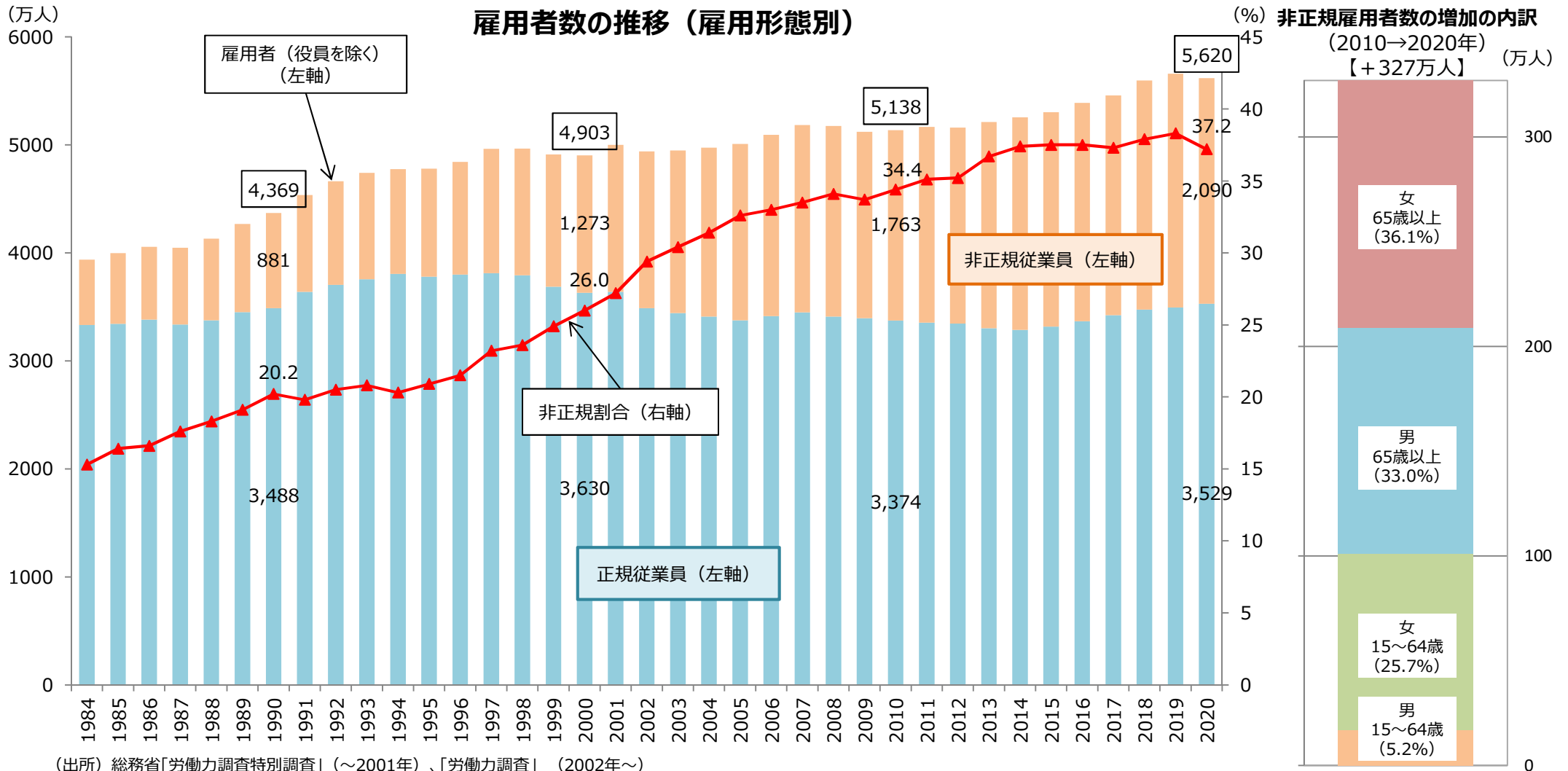
また、我が国の企業の外国子会社が海外で稼得する利益の増大を背景に、平成21年度税制改正において外国子会社配当益金不算入制度が導入され、外国子会社からの配当に係る二重課税の排除方法について、間接外国税額控除方式から益金不算入方式に大きく転換した。

さらに、法人課税については、当調査会が平成26年6月にとりまとめた「法人税の改革について」に基づいて、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という考え方の下、平成27年度及び28年度税制改正において成長志向の改革が行われた。

働き方やライフコースの一層の多様化

雇用者の動向

- 雇用者が緩やかに増加する中、そのペースを上回り非正規雇用者が増加。
- 2010年から2020年までの非正規雇用者数の増加（+327万人）は、女性や高齢者の就業拡大が主な要因。



（出所）総務省「労働力調査特別調査」（～2001年）、「労働力調査」（2002年～）

（注1）「労働力調査特別調査」は各年2月の調査結果。「労働力調査」は年平均値。両者は、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には注意を要する。

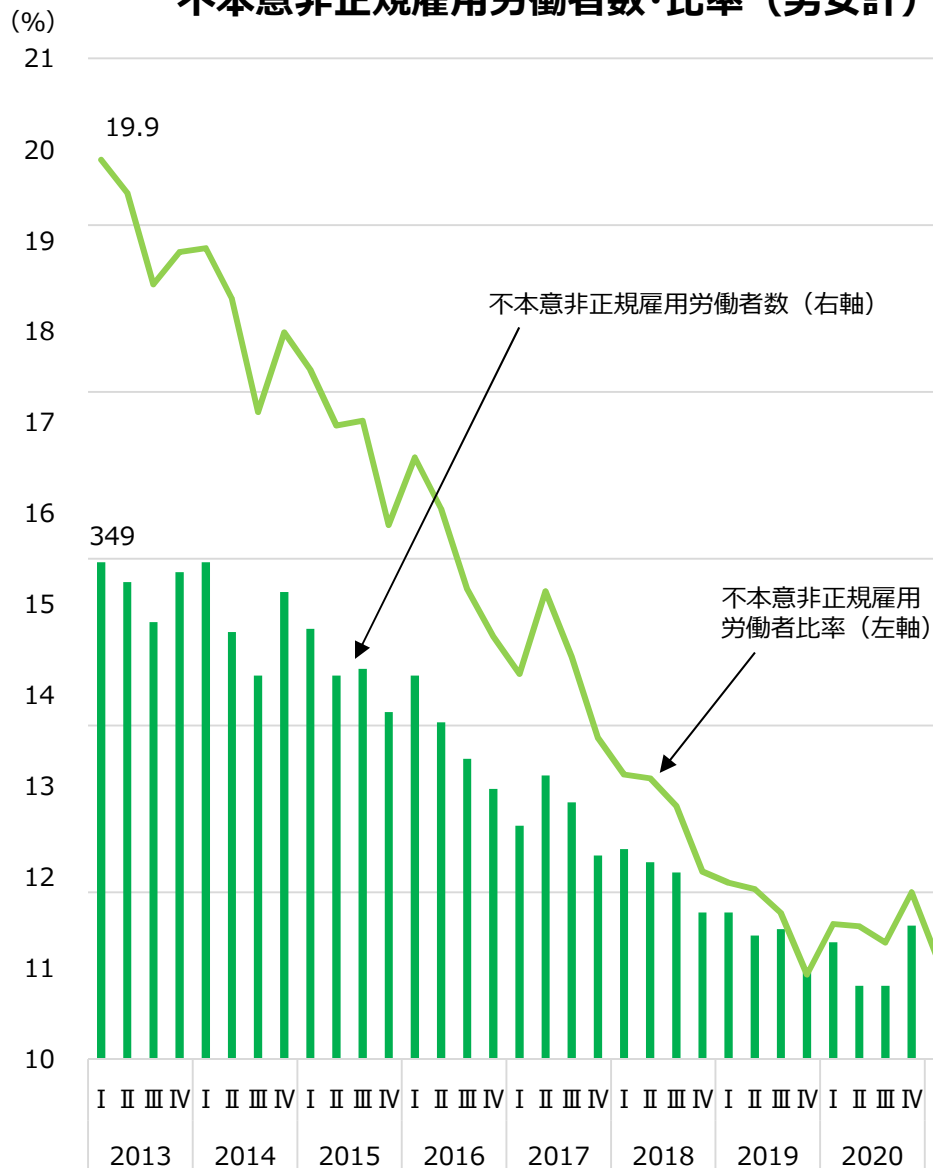
（注2）2011年の数値は補完推計値を使用。

（注3）「非正規従業員」について、2008年以前の数値は「パート・アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員・嘱託」及び「その他」の合計。2009年以降は「非正規従業員」として、新たに集計した数値。

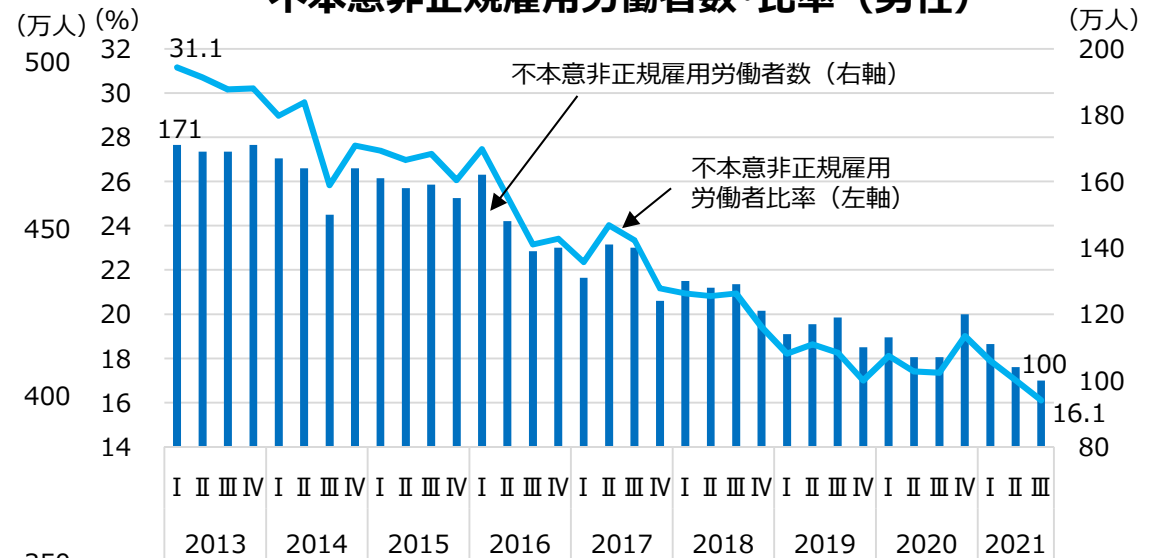
不本意非正規雇用労働者の動向

○ 不本意非正規雇用労働者数は、男女ともに、概ね低下傾向で推移。

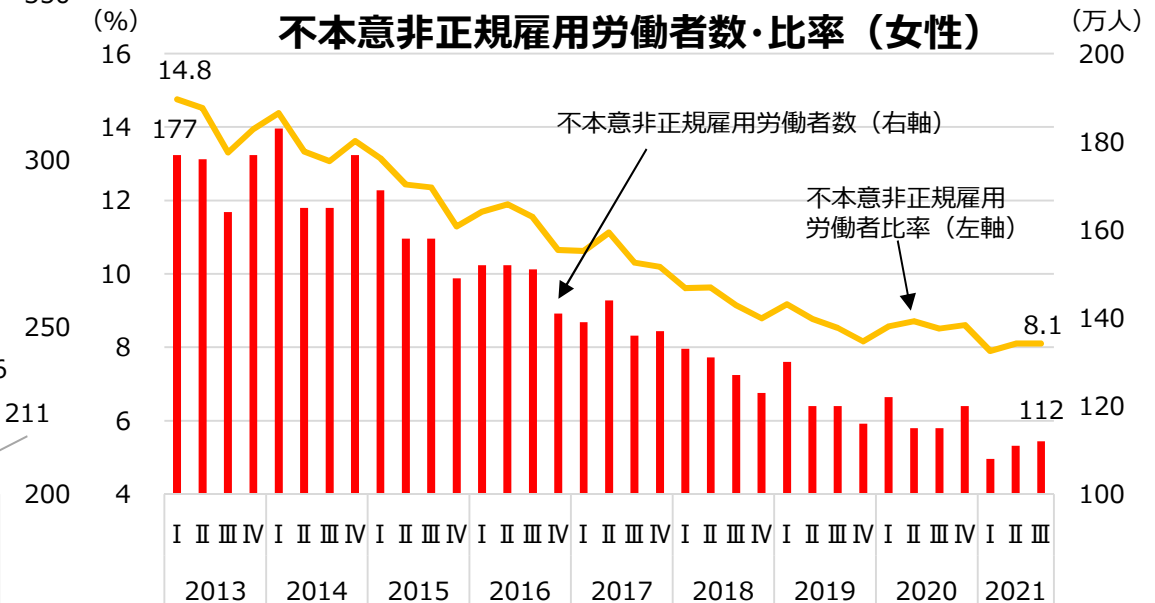
不本意非正規雇用労働者数・比率（男女計）



不本意非正規雇用労働者数・比率（男性）



不本意非正規雇用労働者数・比率（女性）



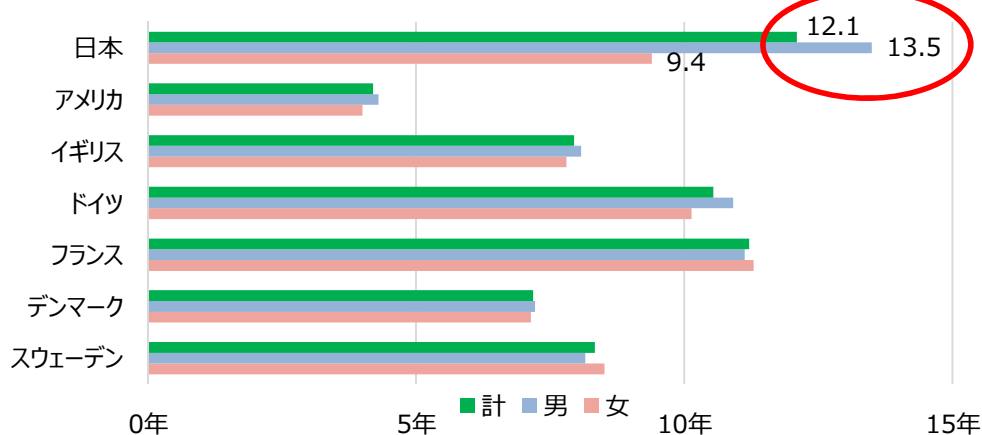
(注) 「不本意非正規雇用労働者」とは、現職の雇用形態（非正規雇用労働者）について「正規の職員・従業員の仕事がないから」と回答した者。

(出所) 総務省「労働力調査」、厚生労働省「令和3年版 労働経済の分析－新型コロナウイルス感染症が雇用・労働に及ぼした影響－」

転職者の動向

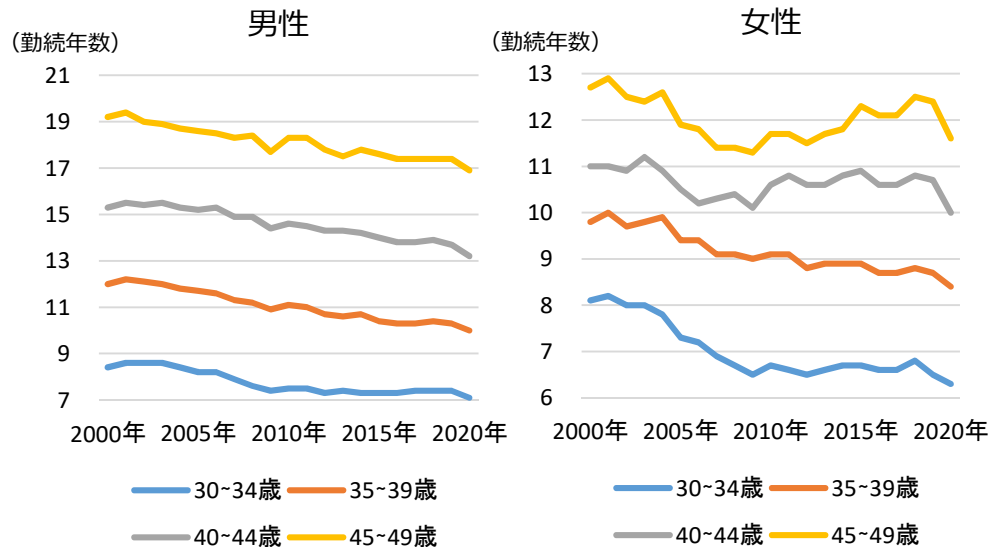
○ 日本の勤続年数は、他国と比較して長いが、近年低下傾向。また、2019年までの約10年間で見ると、転職者数及び転職者比率は増加傾向。

勤続年数の国際比較（2017年）



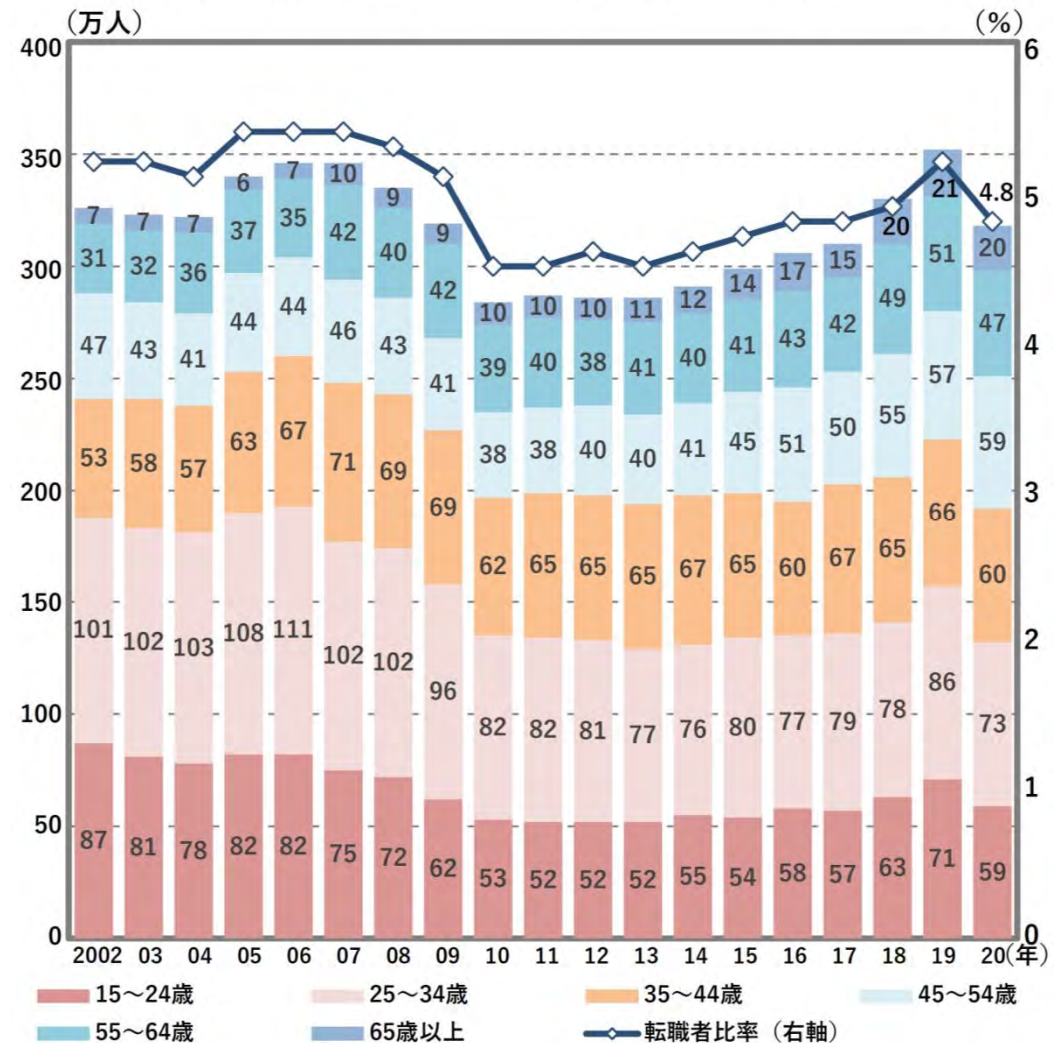
(出所) JILPT「データブック国際労働比較2019」

年齢階級別の平均勤続年数の推移



(出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

年齢階層別転職者数・転職者比率の推移



(注) 転職者とは、就業者のうち前職のある者で、過去1年間に離職を経験した者。

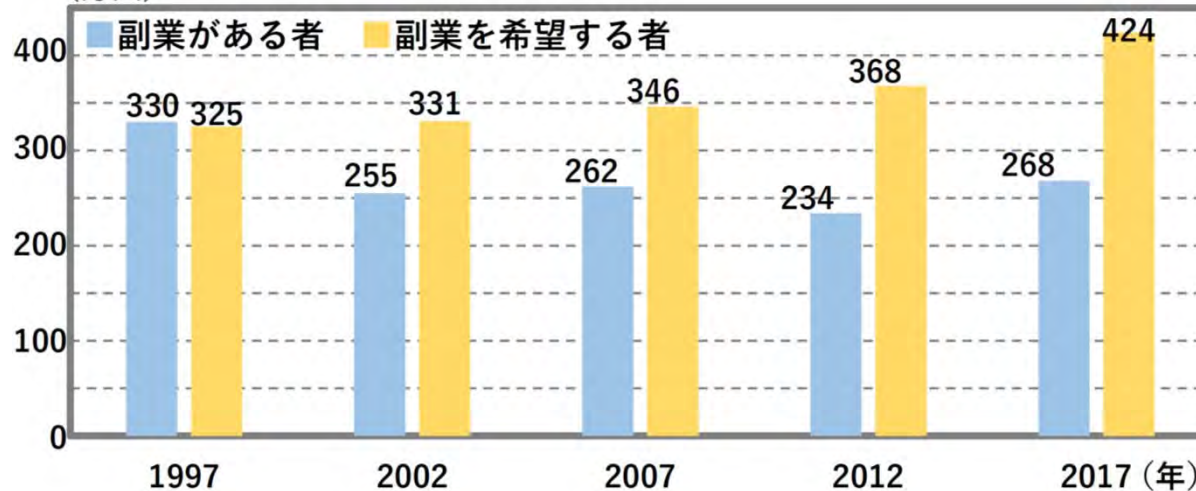
転職者比率は、「転職者数÷就業者数×100」で算出。

(出所) 総務省「労働力調査」、内閣府「選択する未来2.0 参考資料」(2021年6月4日)

兼業・副業の現状

- 副業を希望する者は増加傾向。
- 副業の希望はあるが、実際に行っていない者も存在する中、各種の普及・促進策が講じられている。

副業がある者、希望する者の推移 (万人)

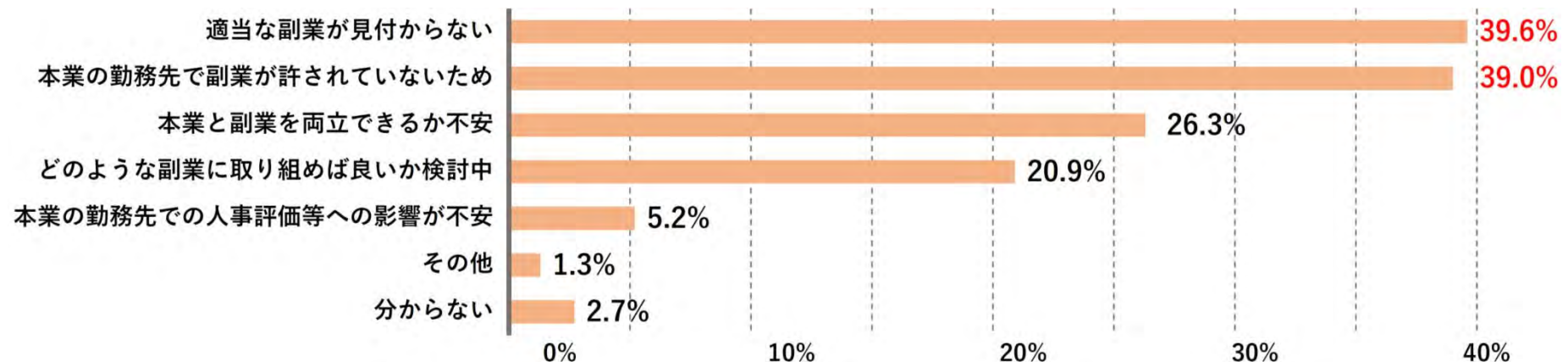


(出所) 総務省「就業構造基本調査」、内閣府「選択する未来2.0 参考資料」(2021年6月4日)

＜副業・兼業の普及・促進策の例＞

- 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」(R2.9改定)の周知
※ 副業・兼業の場合の労働時間管理や健康管理等について示した厚生労働省のガイドライン
- 「モデル就業規則」の周知
- 複数就業者のセーフティネットとして、労災保険(R2.9施行)・雇用保険(R4.1施行)での対応

副業に関心があるが、行っていない理由

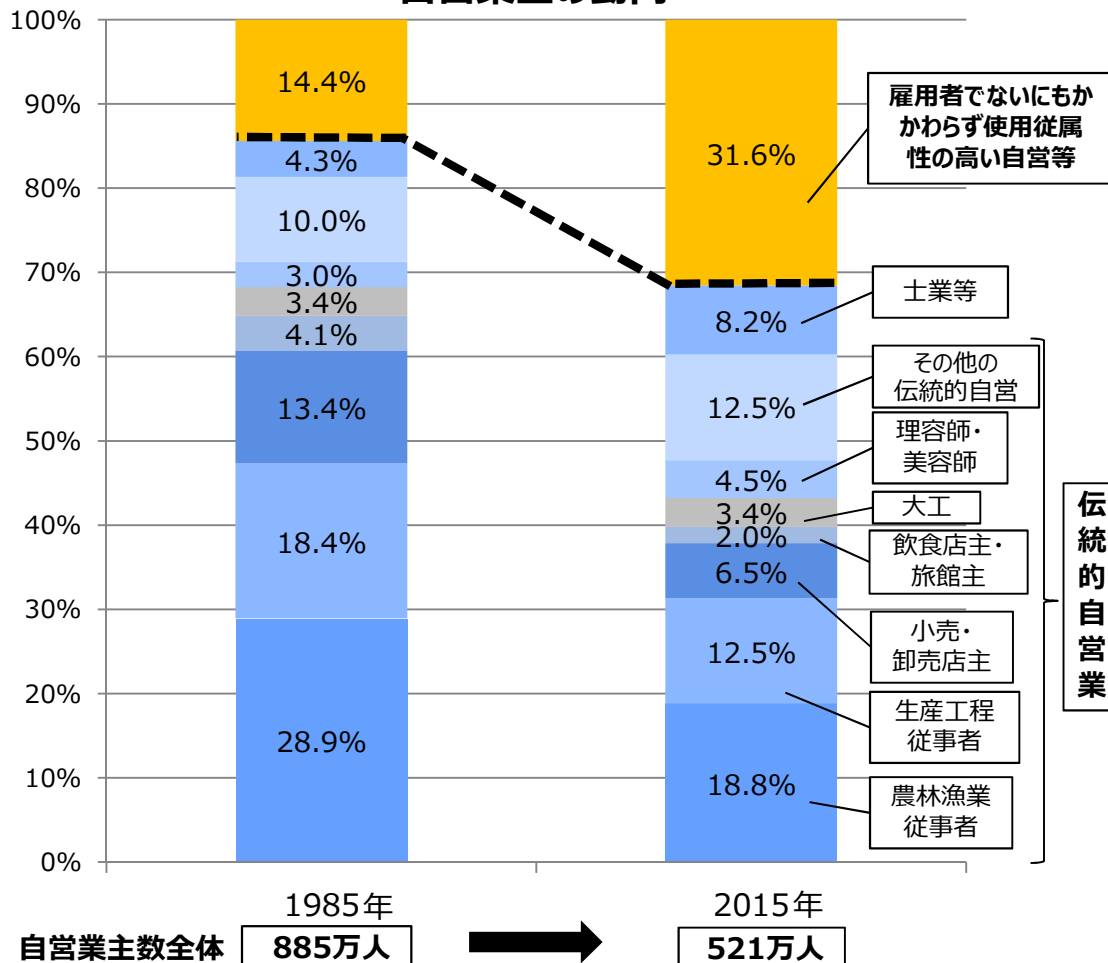


(出所) 内閣府「第3回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」(2021年6月4日)、「選択する未来2.0 参考資料」(2021年6月4日)

フリーランスの現状

- 自営業主は全体としては減少傾向だが、雇用者でないにもかかわらず使用従属性の高い自営等の割合は増加。（1985年14.4%⇒2015年31.6%）
- フリーランス人口は、462万人。そのうち、女性は男性の半分程度。

自営業主の動向



（注1）山田久「働き方の変化と税制・社会保障制度への含意」（2015年9月3日 政府税制調査会資料）の区分を参考に作成。「伝統的自営業」とは、農林漁業、製造業、小売・卸売店主など取引先との関係で使用従属性の低い従来型の自営業。「土業等」とは、医師、弁護士、会計士・税理士、画家・芸術家など使用従属性の低い専門的職業。「雇用者でないにもかかわらず使用従属性の高い自営等」とは、建築技術者やSE、保険代理人・外交員など使用従属性の高い自営業主が多く含まれる職種。

（注2）「自営業主」は、「雇人のある業主」、「雇人のない業主」及び「家庭内職者」。

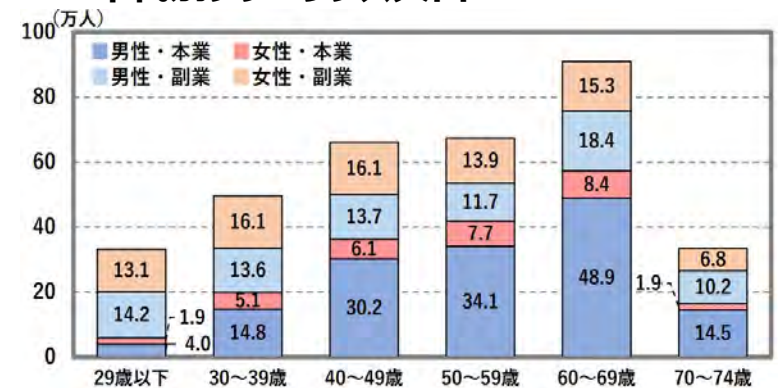
（出所）総務省「国勢調査」

直近のフリーランス人口

2020年時点 本業 214万人
副業 248万人
計 462万人

（出所）内閣官房「フリーランス実態調査結果」（2020年）
※調査期間：2020年2月10日～3月6日

年代別フリーランス人口



（出所）内閣府「政策課題分析シリーズ17「日本のフリーランスについて」（2019年）、「選択する未来2.0 参考資料」（2021年6月4日）

（上記資料におけるフリーランスの定義）

就業形態：自営業主（雇人なし・実店舗なし）・内職・一人社長
職業区分：農林漁業従事者を除く

本業：「仕事をおもにしている」者で、おもな仕事が上記就業形態・職業区分

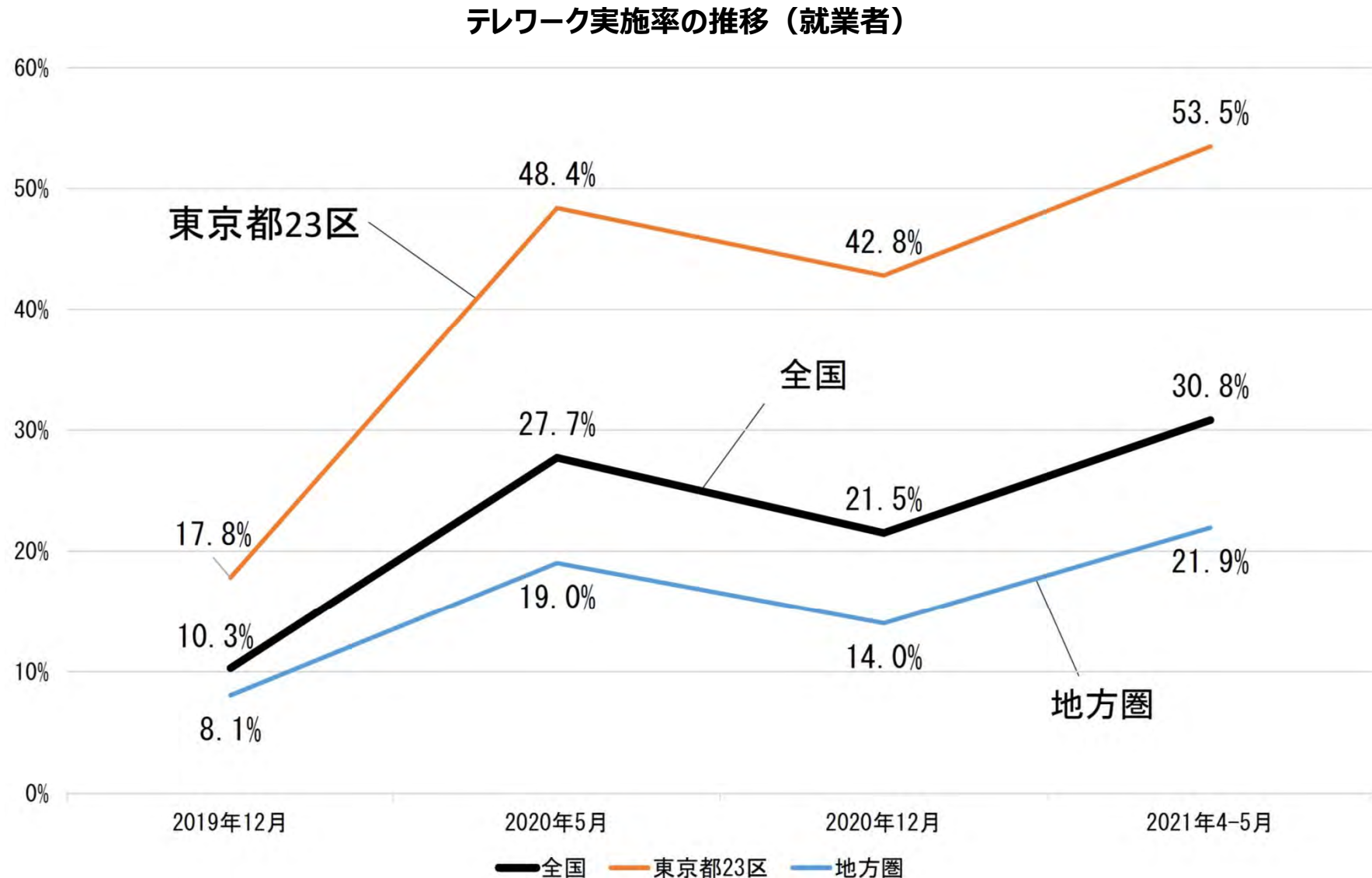
副業：以下のいずれかに該当する者

- ①「家事・通学等がおも」（「仕事に従」）の者で仕事で上記就業形態・職業区分
- ②おもな仕事はフリーランスではないが、副業・兼業で上記就業形態職業区分

（出所）内閣府「選択する未来2.0 参考資料」（2020年7月1日）

コロナ後の動き① テレワーク実施率（就業者）

○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、テレワークが急速に普及。

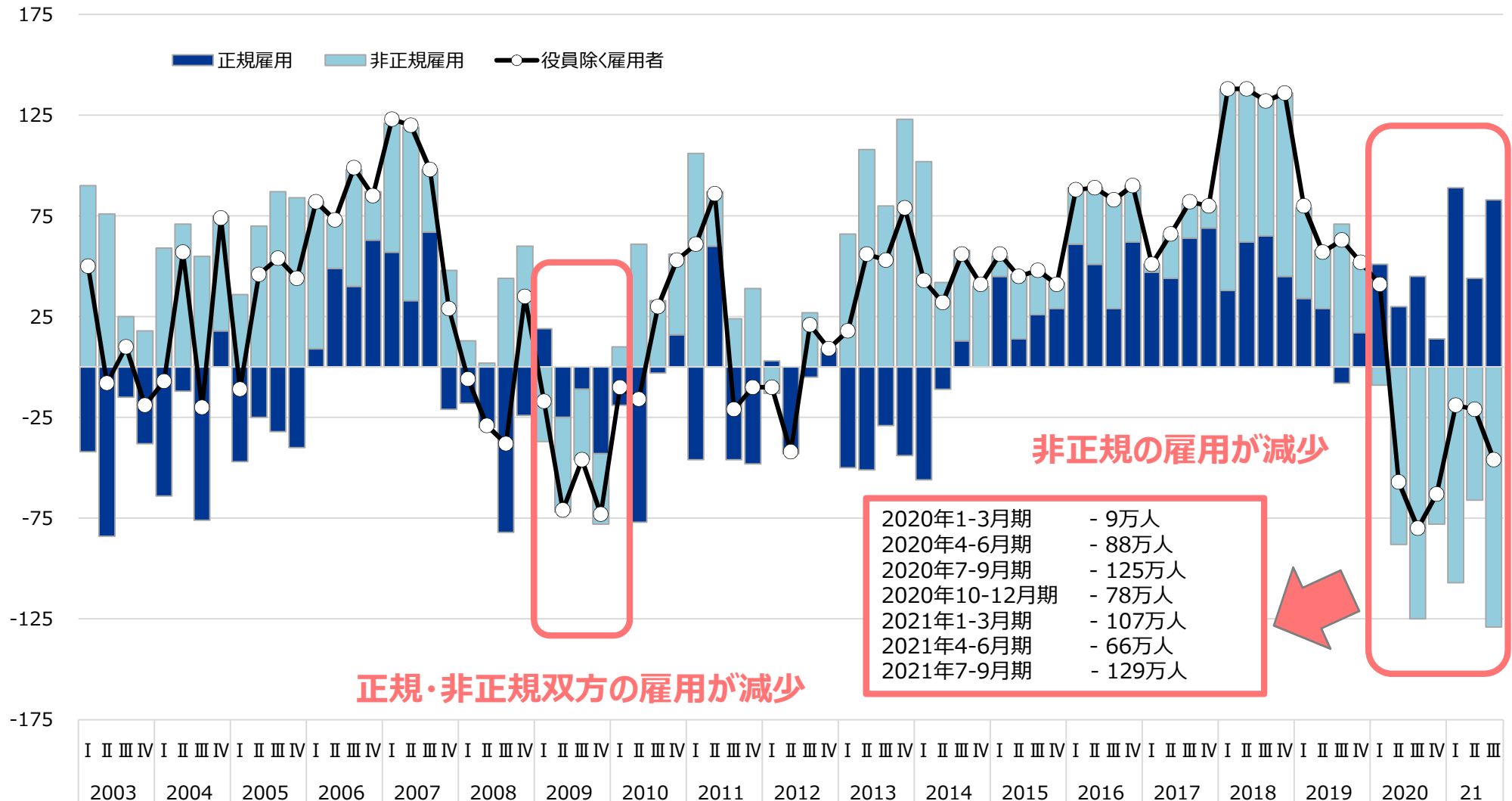


コロナ後の動き② 雇用の動向

- 雇用形態別の動向をみると、リーマンショック期には、正規・非正規双方の雇用者が減少したのに対し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大期には、正規雇用者は増加を続けた一方、非正規雇用者が大きく減少。

(前年同期差、万人)

雇用数の増減（雇用形態別）



(注) 2021年の値については2019年同期差。

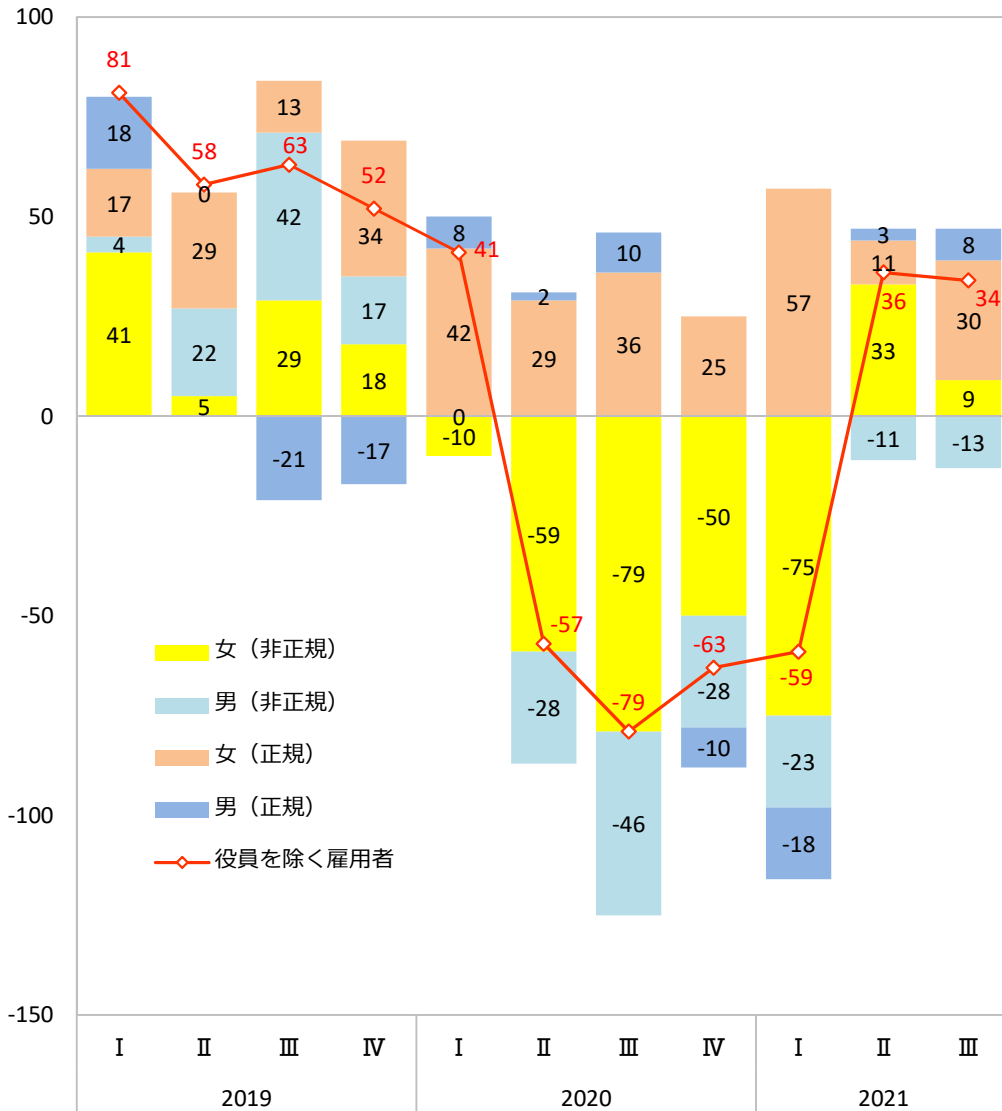
(出所) 総務省「労働力調査」

コロナ後の動き③ 雇用形態別・性別の雇用者数の動向

○新型コロナウイルス感染症が流行する中で、女性を中心に非正規雇用が大きく減少。

(前年同期差、万人)

雇用者数の推移（雇用形態別・性別）



女性

(前年同期差、万人)

		2020				2021		
		I 期	II 期	III 期	IV 期	I 期	II 期	III 期
非正規雇用者	全産業	▲ 10	▲ 59	▲ 79	▲ 50	▲ 75	33	9
	宿泊業、飲食サービス業	▲ 3	▲ 25	▲ 19	▲ 23	▲ 22	5	▲ 7
	製造業	▲ 1	▲ 19	▲ 10	▲ 6	▲ 9	5	6
	生活関連サービス業、娯楽業	▲ 7	▲ 13	▲ 6	▲ 7	▲ 7	▲ 2	▲ 10
	卸売業、小売業	0	▲ 14	▲ 12	0	▲ 18	14	9
	医療、福祉	19	6	▲ 11	7	▲ 2	14	8
正規雇用者	産業計	42	29	36	25	57	11	30
	医療、福祉	9	3	14	10	18	10	2
	情報通信業	2	3	3	6	5	6	4
	教育、学習支援業	1	4	4	4	8	1	▲ 2
	宿泊業、飲食サービス業	▲ 1	▲ 2	▲ 5	0	▲ 4	▲ 4	1

男性

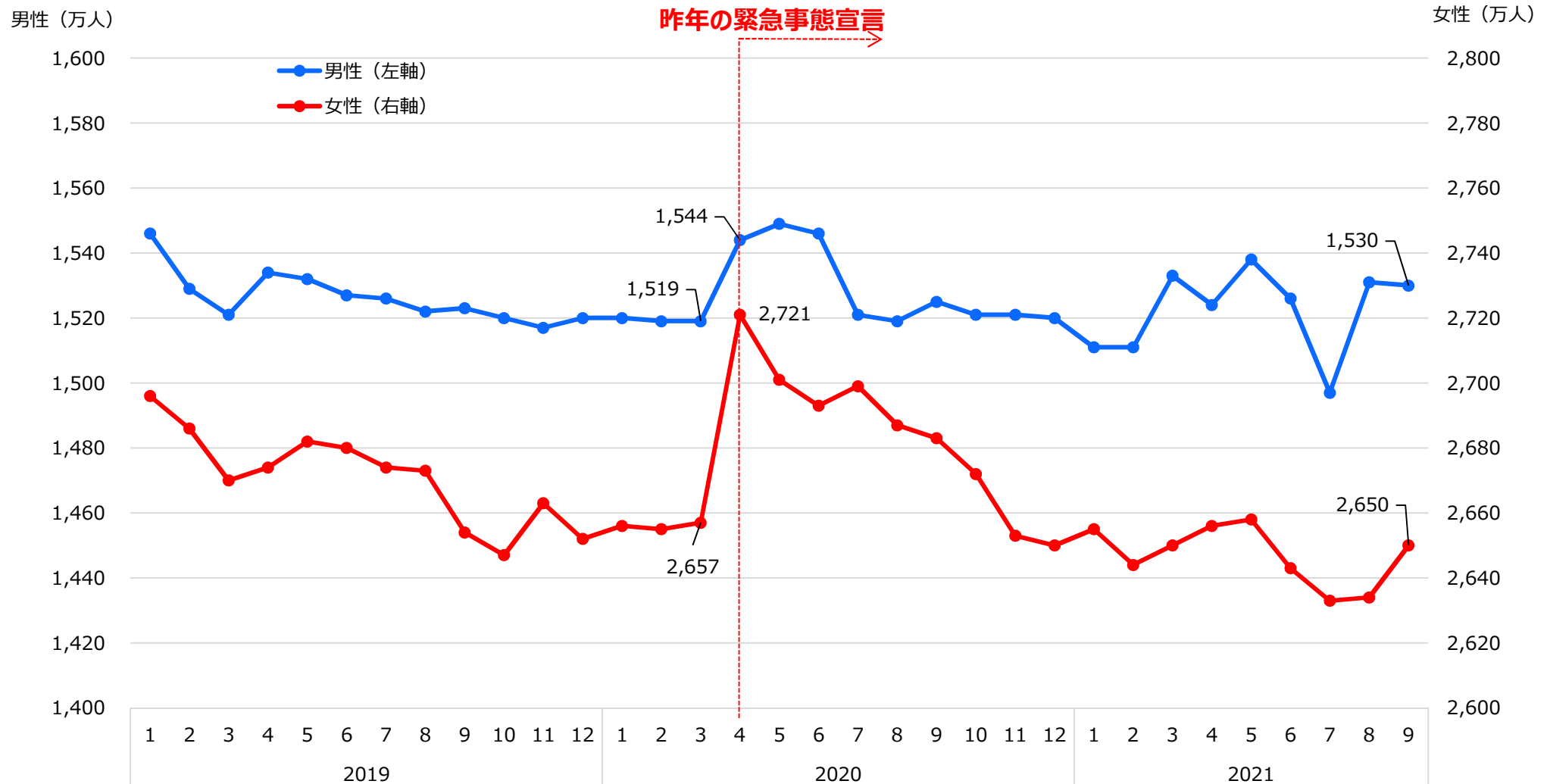
(前年同期差、万人)

		2020				2021		
		I 期	II 期	III 期	IV 期	I 期	II 期	III 期
非正規雇用者	産業計	0	▲ 28	▲ 46	▲ 28	▲ 23	▲ 11	▲ 13
	製造業	▲ 6	▲ 6	▲ 18	▲ 10	▲ 6	▲ 9	6
	宿泊業、飲食サービス業	2	▲ 7	▲ 8	▲ 2	▲ 10	▲ 2	▲ 5
	建設業	▲ 2	▲ 4	▲ 3	▲ 4	▲ 3	▲ 4	▲ 2
	運輸業、郵便業	2	▲ 1	▲ 11	▲ 3	▲ 2	▲ 2	▲ 2
	医療、福祉	0	1	▲ 1	▲ 3	3	1	4
正規雇用者	産業計	8	2	10	▲ 10	▲ 18	3	8
	情報通信業	4	4	9	6	8	11	6
	医療、福祉	7	2	3	2	4	2	4
	建設業	1	▲ 9	▲ 8	3	▲ 6	▲ 3	▲ 4
	宿泊業、飲食サービス業	▲ 2	2	0	▲ 7	▲ 5	▲ 2	▲ 1

コロナ後の動き④ 非労働力人口の動向

- 緊急事態宣言のあった2020年4月に、男性で前月差25万人増加、女性で前月差64万人増加。
- その後、非労働力人口は概ね減少傾向となっている。

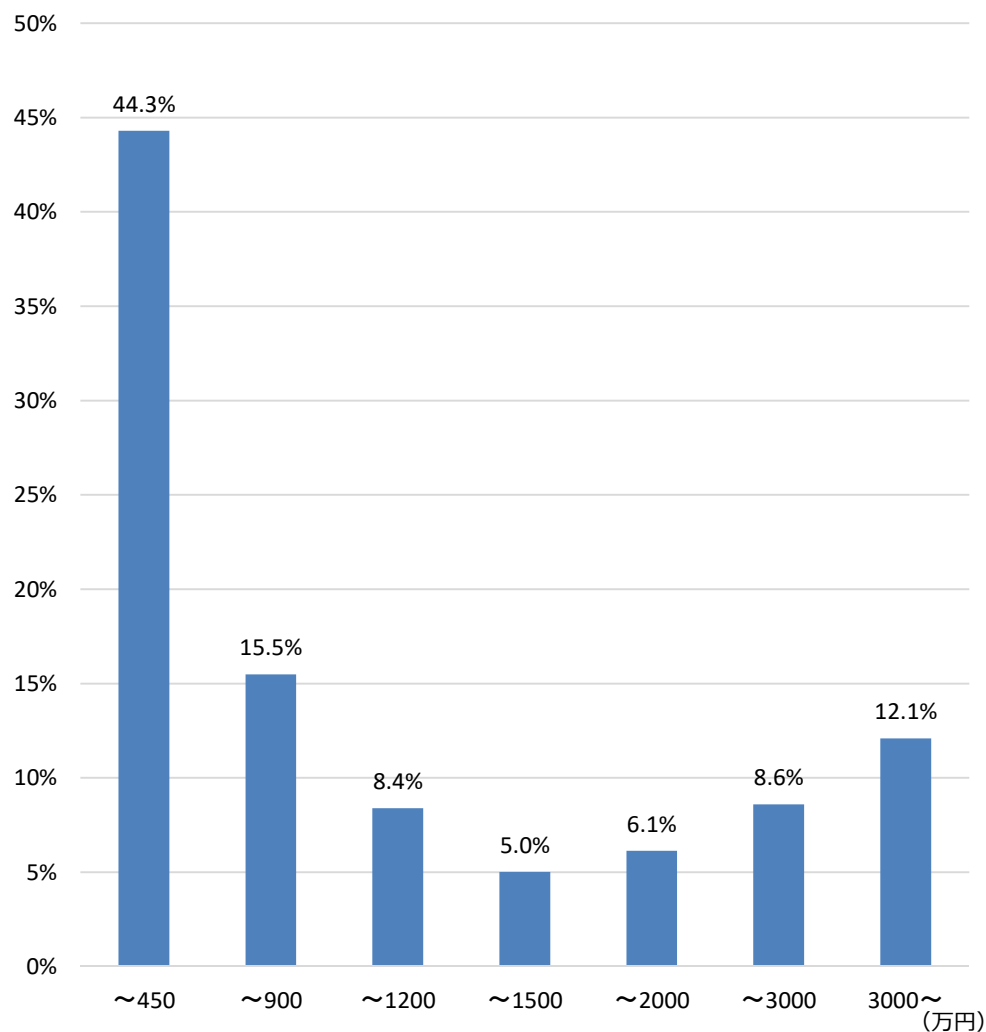
非労働力人口（季節調整値・性別）



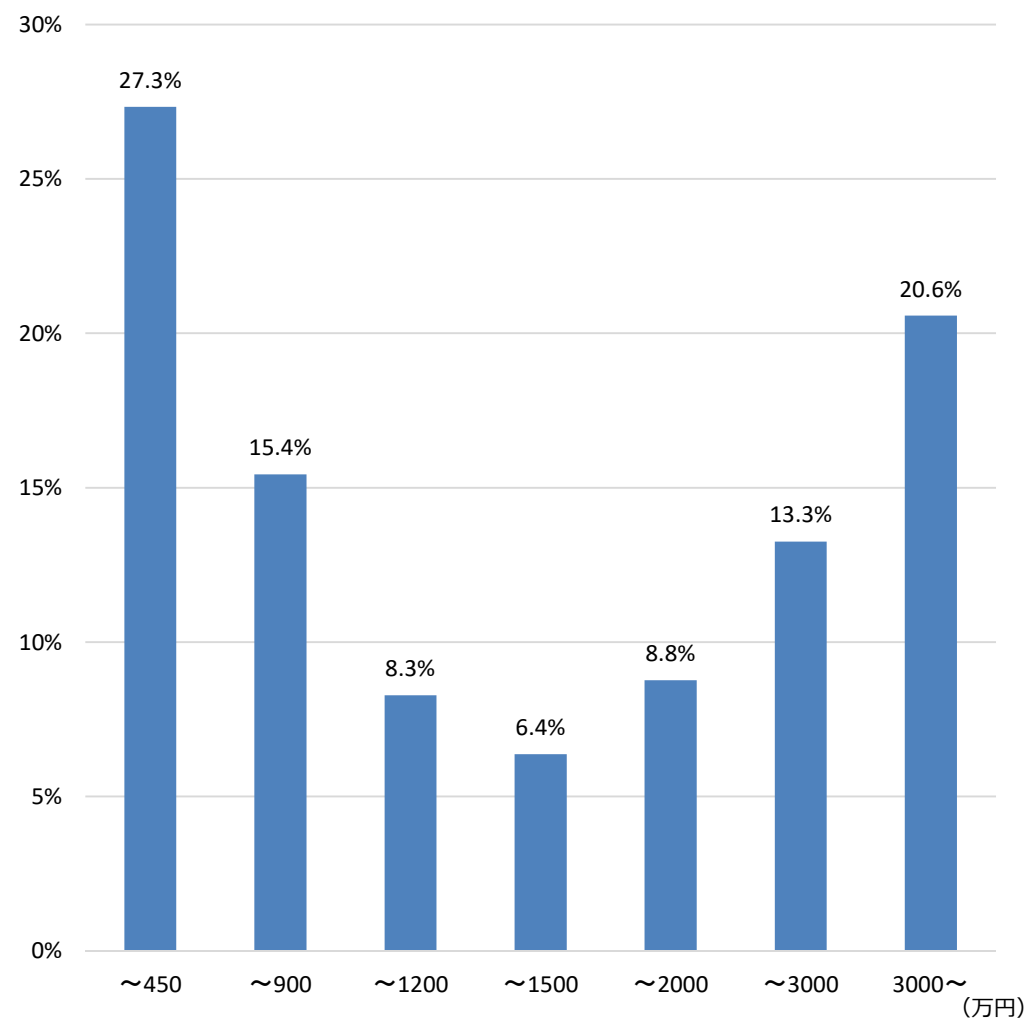
貯蓄現在高階級別 世帯数分布（高齢者世帯）

- 高齢者世帯における貯蓄現在高は、単身世帯では450万円未満の世帯が44%、3000万円以上の世帯が12%、夫婦世帯では450万円未満の世帯が27%、3000万円以上の世帯が21%となっている。

高齢者単身世帯の貯蓄現在高分布（2019年）



高齢者夫婦世帯の貯蓄現在高分布（2019年）



(注) 高齢者夫婦世帯は、「夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯」。
(出所) 総務省「全国家計構造調査」

第二 令和時代の税制のあり方

2. 働き方やライフコースの多様化等への対応

(1) 個人所得課税における諸控除の見直し

近年、特定の企業に属さずフリーランスとして業務単位で仕事を請け負うなど働き方の多様化が進展している中、所得の種類ごとに様々な負担調整を行うのではなく、人的な事情に応じた負担調整を行う人的控除の重要性が高まっていると考えられる。このような変化を踏まえ、当調査会は平成27年11月の「論点整理」等において、所得再分配機能の回復を図り、働き方にかかわらず経済力に応じた公平な負担の実現に向け、個人所得課税の諸控除の見直しについての考え方を提示した。平成29年度税制改正で女性の就業促進の観点も踏まえ配偶者控除の見直しが行われたほか、平成30年度税制改正では、フリーランスや起業など様々な形で働く人を支援するため、給与所得控除や公的年金等控除の一部を基礎控除に振り替える見直しが行われた。あわせて、所得再分配の観点から、所得が一定の額を超える者について基礎控除額及び配偶者控除額等を逡減・消失させるとともに、公的年金等以外に高い所得を得ている者については公的年金等控除の額を引き下げるなど、各種控除の適正化が行われた。

(3) 資産再分配機能の適切な確保と資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築

① 資産再分配機能の適切な確保等

相続税については、バブル期の地価の上昇等に対応して、負担軽減の観点から基礎控除の引上げや税率構造の緩和等が行われてきた。その後、地価の下落に伴った見直しが行われず資産再分配機能が低下していたが、その回復を図る観点から、平成25年度税制改正において、相続税の基礎控除の引下げや税率構造の見直しが行われた。

② 資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築と格差固定化の防止

贈与税については、相続税負担の回避を防止する観点から高い税率が設定されているため、生前贈与に対して一定の抑制が働いていると考えられる。平成15年度税制改正においては、暦年課税との選択制として、相続税・贈与税の一体化措置である相続時精算課税制度が導入された。

最近の動向

米国・英国における税制改正等を巡る動向

(2021年11月18日時点)

米国

- 大統領予算教書：2021年5月28日、バイデン大統領は、予算教書において経済再生プランに関する政府案を発表。

米国雇用計画	【歳出】 (10年間で約2.2兆ドル) ●交通インフラ(道路・橋の修復等) ●家庭向けインフラ(浄水設備の整備、低所得者向け住宅供給等) ●介護産業に関するインフラ(質の高い介護の提供等) 等	【歳入】 (10年間で約1.7兆ドル) ●法人税率の引上げ(21%→28%) ●米国多国籍企業のGILTIに対する実効税率の引上げ(10.5%→21%) 等
米国家族計画	【歳出】 (10年間で約1.8兆ドル) ●3・4歳児の就学前教育の無償化 ●コミュニティカレッジの2年間無償化 等	【歳入】 (10年間で約1.5兆ドル) ●所得税の最高税率の引上げ(37%→39.6%) ●高所得者層に対するキャピタルゲイン課税の強化(20%→39.6%) 等

- 超党派インフラ法：「米国雇用計画」の一部について超党派の合意により作成された法律(11月15日成立)。

超党派インフラ法	【歳出】 (約5500億ドル) ●交通インフラ(道路・橋の修復等) ●その他インフラ(浄水設備の整備等) 等	【歳入】 (約5476億ドル) ●既存のコロナ関連予算の振替え ●暗号資産取引に係る報告義務の強化 等
----------	---	--

- Build Back Better法案：「米国雇用計画」の中で超党派インフラ法案に含まれなかった施策や、「米国家族計画」に含まれた施策を中心に、バイデン大統領のフレームワーク(10月28日発表)も踏まえながら作成されている法案(現在、議会審議中)。

バイデン大統領のフレームワーク	【歳出】 (10年間で約1.75兆ドル) ●3・4歳児の就学前教育の無償化、子育て費用の補助 ●住宅への投資(公営住宅整備、家賃補助等) ●低所得の高齢者・障害者の在宅介護への支援 等	【歳入】 (10年間で最大約1.995兆ドル) ●利益が10億ドル以上の大企業に対する15%の最低課税 ●自社株買いに対する1%の課税 ●上位0.02%の高所得者に対する追加課税 (1000万ドルを超える所得に5%、2500万ドルを超える所得にさらに3%) 等
-----------------	--	---

英国

- 2021年度：コロナ禍で悪化した財政状況を受け、財政健全化に向けた税制改正措置を盛り込んだ財政法が成立(2021年6月10日)。

主な内容

- 法人税率の引上げ：2023年4月から、現行の一律19%から最高25%に引上げ(収益に応じて19%~25%)
- キャピタルゲイン課税の強化：2021年4月から2026年4月まで、基礎控除額に関するインフレ調整を凍結 等

- 2022年度(予定)：医療・介護制度の改革に関する計画(2021年9月7日公表)の財源として、2022年4月から、①給与収入・事業利益に対する1.25%のHealth and Social Care Levyの導入、②配当課税について一律1.25%の税率引上げを実施予定。

新しい資本主義実現会議

新しい資本主義実現会議の開催について（令和3年10月15日 新しい資本主義実現本部決定）（抜粋）

1. 趣旨

新しい資本主義実現本部の下、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした新しい資本主義を実現していくため、それに向けたビジョンを示し、その具体化を進めるため、新しい資本主義実現会議（以下「会議」という。）を開催する。

2. 構成

会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員の追加又は関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣総理大臣

副議長 新しい資本主義担当大臣、内閣官房長官

構成員 財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣その他内閣総理大臣が指名する国務大臣及び内閣総理大臣が指名する有識者

有識者構成員

翁 百合	株式会社日本総合研究所理事長	平野 未来	株式会社シナモン代表取締役社長 C E O
川邊 健太郎	Zホールディングス株式会社代表取締役社長	松尾 豊	東京大学大学院工学系研究科教授
櫻田 謙悟	経済同友会代表幹事	三村 明夫	日本商工会議所会頭
澤田 拓子	塩野義製薬株式会社取締役副社長兼ヘルスケア戦略本部長	村上 由美子	MPower Partners GP, Limited. ゼネラル・パートナー
洪澤 健	シブサワ・アンド・カンパニー株式会社代表取締役	米良 はるか	READYFOR株式会社代表取締役 C E O
諏訪 貴子	ダイヤ精機株式会社代表取締役社長	柳川 範之	東京大学大学院経済学研究科教授
十倉 雅和	日本経済団体連合会会長	芳野 友子	日本労働組合総連合会会長
富山 和彦	株式会社経営共創基盤グループ会長		

開催実績

第1回（令和3年10月26日） 我が国の新しい資本主義のビジョンとその具体化について

第2回（令和3年11月8日） 緊急提言（案）について

参考資料

経済社会の構造変化

- 1. 人口減少・少子高齢化**：人口減少・少子高齢化は今後も一層進行し厳しさを増す。社会保障等の諸制度やそれを支える負担を見直していく必要。
- 2. 働き方やライフコースの多様化**：非正規雇用やフリーランスの拡大など働き方が多様化。多くの人々が育児や介護、転職や学び直しを含む多様な人生を送るようになり、ライフコースも多様化。特定の働き方等を前提とせず格差固定化につながらないよう、社会の諸制度を見直していく必要。
- 3. グローバル化の進展**：我が国経済は貿易立国から投資立国へ構造転換。デジタル化の進展はグローバル化を加速。企業活動は最適な国・地域に展開され、物理的拠点なき事業展開が可能となり、無形資産が付加価値の中核となるビジネスが拡大。気候変動問題など地球規模課題が顕在化。
- 4. 経済のデジタル化**：オンライン取引やシェアリングエコノミーが活発化。大量のデータを分析・活用する事業活動も拡大。それに伴い個人情報保護や課税等の面で課題。自動車は、CASE（ツナガル・自動化・利活用・電動化）の潮流の中、制度整備や社会的コストの負担のあり方等が課題。
- 5. 財政の構造的な悪化**：税収は過去最高となったが高齢化等の影響で拡大する歳出を賄えておらず、税制は財源調達機能を十分果たせていない。低い失業率やプラスのGDPギャップにも拘らず多額の財政赤字。地方税財政も引き続き厳しい状況。成長との両立を図りつつ歳出・歳入の改革が不可欠。

令和時代の税制のあり方

1. 人口減少・少子高齢化への対応

- ・専ら勤労世代の所得に負担増を求めていくことは自ずと限界。グローバル化が進む中、企業負担については国際競争力への影響も考慮する必要。
- ・消費税は、国民が幅広く負担。所得に対し逆進的であるとの指摘がある一方、投資、生産、国際競争力、勤労意欲への影響や税収変動が小さい。
- ・全世代型社会保障の構築に向け消費税率が10%に引上げ。人口減少・少子高齢化とグローバル化が進む中、消費税の役割が一層重要になっている。

2. 働き方やライフコースの多様化等への対応

(1) 個人所得課税における諸控除の見直し

- ・働き方の多様化や格差を巡る状況の変化を注視しつつ、働き方の違いによって不利に扱われることのない、個人の選択に中立的な税制の実現に向け、所得再分配機能が適切に発揮されているかといった観点も踏まえながら、諸控除の更なる見直しを進めることが重要。

(2) 企業年金・個人年金等に関する公平な税制の構築

- ・働き方の違い等により有利・不利が生じない私的年金の税制上の取扱い、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正な税負担等について検討する必要。
- ・貯蓄・投資等に関する税制は、様々な制度が並立しており、制度間に差異が存在。退職後の生活の準備を支援する観点からの整理・簡素化が重要。
- ・金融所得課税について、勤労所得との間での負担の公平感や所得再分配に配慮する観点から、総合的に検討していくべき。

令和時代の税制のあり方

2. 働き方やライフコースの多様化等への対応 (続)

(3) 資産再分配機能の適切な確保と資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築

- ・平成25年度税制改正における相続税の見直しの効果も踏まえつつ、資産課税が適切な再分配機能を果たしていくべく、不断の検討が必要。
- ・「老老相続」が増加する中、相続税と贈与税をより一体的に捉え、格差固定化を防ぎつつ、資産移転の時期に中立的な税制の構築を検討する必要。
- ・各種の贈与税非課税措置(時限措置)は、格差固定化につながりかねない側面。資産移転の時期に中立的な税制の構築とあわせ検討していく必要。

3. 経済のグローバル化やデジタル化等への対応

(1) グローバル化に対応した法人課税のあり方

- ・租税条約は課税関係の安定化や二重課税の除去等を通じ健全な投資・経済交流の促進に資する。租税条約ネットワークの質・量を更に充実するべき。
- ・課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる成長志向の法人税改革が行われ、我が国の立地競争力向上や企業の競争力強化が図られた。
- ・租税特別措置は、経済社会環境の変化に応じてゼロベースで見直し、真に必要なものに重点化することが重要。

(2) 国際的な租税回避への対応

- ・B E P S (税源浸食・利益移転) への適切な対処、自動的情報交換で取得した金融口座情報等の効果的な活用が必要。

(3) 経済のデジタル化に伴う国際課税上の課題への対応

- ・物理的拠点なく事業を行う外国企業に適切に課税できないといった問題に対し、国際的な合意に基づく解決策を2020年までにとりまとめるべく、積極的な役割を果たしていくべき。

(4) 企業経営の実態を踏まえた連結納税制度の見直し

- ・企業が効率的にグループ経営を行い、競争力を十分発揮できる環境を整備するため、制度の簡素化により企業の事務負担を軽減する必要。

(5) 気候変動問題等への対応

- ・気候変動対策や、自動車の電動化や保有から利用へのシフトを踏まえ、エネルギー・自動車関係諸税について中長期的な視点に立った検討が必要。

4. デジタル時代における納税環境の整備と適正・公平な課税の実現

- ・納税者利便の向上を図る観点から、マイナポータルやスマートフォンを活用した電子申告やキャッシュレス納付等を推進する必要。
- ・電子帳簿等保存制度の見直し等により、企業経営のI C T化を後押しし、生産性の向上を促すことが重要。
- ・地方税共通納税システムの利用促進、地方税のポータルシステム(eLTAX)の機能強化、個人向け収納手段の更なる多様化を検討するべき。
- ・適正・公平な課税を実現するため、納税者に適正な情報開示を促す仕組みや、違法・不当な行為を抑止するための枠組み等について検討が必要。
- ・受益と負担に関する国民的論議を深めていくことが重要。子供達が税を考える機会を持てるよう租税教育の充実が必要。高等教育等での取組も重要。

5. 持続可能な地方税財政基盤の構築

- ・人口減少・少子高齢化をはじめ経済社会の構造変化に伴い、様々な課題が地域ごとに生じる中、地方公共団体が安定的に行政サービスを提供していくため、地方税の充実確保を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築する必要。